

昭和二十九年三月三日(水曜日)午前十時五十七分開会

出席者は左の通り。

委員長 大矢半次郎君

理事 小林 政夫君

委員

青柳 秀夫君

岡崎 眞一君

木内 四郎君

藤野 繁雄君

山本 米治君

土田 太郎君

野溝 勝君

堀木 謙三君

政府委員

大蔵省主税局長 渡辺喜久造君

大蔵省主税局長 北島 武雄君

事務局側

常任委員 木村常次郎君

常任委員 小田 正義君

常任委員 小田 正義君

常任委員 小田 正義君

本日開議に付した事件

○関税法案(内閣提出)

○所得税法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○委員長(大矢半次郎君) 只今より第十二回の大蔵委員会を開会いたします。

○政府委員(北島武雄君) 関税法案の提案理由につきましては、昨日政務次

官から説明があつたのでございますが、私からその内容を補足いたします。御説明申上げます。

現在の関税法は、条約改正当時即ち明治三十二年に制定されたものでございます。比較的安定した法律でございます。明

治三十二年制定以後、昭和二十年の終戦までに五回の改正がございました。その後、終戦後昨年までの間に十五回の改正をいたしております。

終戦後におきましては、当時の司令官部関係等によりまして、相当次から次へと改正のやむなきに至つたわけでござ

います。このようにいたしまして時勢の推移に即応して参つたのでござい

ます。関税法の骨格は、何と申しましても、只今から五十五年前に制定されたものでございますので、現在から見ますと、法文の体裁といひ、或いは使つております字句、規定の内容等を見ますと、近代法といふ点から

は非常に欠けてゐる点があるといふことを痛感するのでございます。私も終戦後できるだけ早い機会に、この関税法を戦後の最近の諸法令と歩調を揃えまして近代化したと思つており

ましたのでありますが、なか／＼そのとき／＼の仕事に追われておりました。その機会がなかつたのであります。一昨年五月頃から関税法の全面改正をする準備をいたしまして、スタツ

フを整へ、各種の資料、例えば戦後における各国の関税法規、或いは又、税関で永年実行いたしておりますところの行政慣例、或いは又民間団体の御要

望等を集めまして、関税法案の作成に取りかかつたのであります。昨年の通常国会におきまして提案するつもりでおつたのでございますが、まだそのときは準備整ひませず、一年経た本日提案いたすようになった次第でございます。

この関税法の全面改正におきましては、極く大體の構想を申上げますと、先ず関税法を近代的法制の見地からい

つて転かしくない法制に編成することでありまして、その際におきまして、できるだけ税関手続といふものは、支障のない限りこれを簡素化して行くといふことと、それから特に保税

制度につきましては手続を相当広範囲に簡略化したしまして、我が国が貿易によつて立つて行かなきやならん国柄から考えまして、保税制度の利用をできるだけ促進するといふ点に主眼点を置いて作成いたしましたのでござい

ます。以下今回の関税法案の内容につきましてその改正の先ず要点を大體御説明申上げたと思ひます。

先ず第一は関税法規の体系を整備いたしたいこととあります。御承知のやうに関税法規といひましては関税定率法がござい

ます。それから関税法規と保税工場法と保税工場法といふのがございまして、この四つがいわば関税法規の根幹をなしておつたのでござい

ますが、今回、保税倉庫法と保税工場法はこれを廃止いたしまして、その内容はできるだけ整備いたしまして関税法に統合

いたしております。今回の法案の第四章第四節、第五節であります。そのうち

たしまして、関税法規の体系を関税定率法と関税法のこの二本建に編成替

へたしたのであります。関税定率法と関税法との関係はどういう関係にあるかと、こ

う申しますと、規定の内容を御覧頂ければわかると思ひますが、従来から関税定率法は極く大體を申し

ますと関税額に關するものでありまして、即ちどういふ品物に對してはどの

いふ課税標準によつてどんな税率によつて税金が掛けられて、そしてどう

いう場合に課税の軽減免除を受けるかといふような規定を載せてあります。

これに對しまして関税法は、関税の賦課徴収の實體的法規も一部はござい

ますが、その他は貨物の輸出及び輸入についての関税手続の適正な処理を図るための必要な規定があるのであります。

いわば通関法としての面も持つておるのであります。このようにいたしまして二つの体系に組立てたわけであり

ますが、大體各國の法制を申しますと、関税定率法と関税法とを一本にして規

定しておるのはアメリカでございまして、その他の國におきましては、大體

におきまして、関税定率法と関税法といふものは二本建になつておる國が多

いようであります。イギリスにして然り、ドイツ或いはスイス、イタリア

等、多くの國におきましてはこの二本建になつております。私も初め関

税法を改正いたします場合に一本にしたらどうかといふことも考へていろ

いろ作業をいたしたのでありますが、結論をいたしましては、我々税関官吏

としては一つの法規になつていたほうが或いはわかりいとも云えるのかも知れませんが、民間のかたが御覧になりまして、一体こ

ういふ貨物に對してどれだけの税金がかかるかといふことが別な法規になつておつたほうが実はわかりいといふ点がござい

ます。で、各國の法制に倣ひまして、やはり今まで通り関税定率法といふのを別

個に置き、又関税法を別に置く、こ

ういふ二つの体系に組立てたわけであり

ます。このようにして関税法の体系を整備いたしまして

保税倉庫法に規定されておりました官設保税倉庫といふような規定は現在の

事情におきまして全然実益のない規定でござい

ますので、こ

ういふ不要と思はれるところの制度を廃止いたしま

す。それから又、従来の関税法におき

ましては、非常に古い法律であり

ますが、本来ならば法律に規定すべ

き事項を、昔にすれば勅令、現在では

政令といふやうに譲つておるのが相当

多いのであります。できるだけこれを

法律の上に載せることにいたしまし

た。例えば保税上屋、保税倉庫などの許可の期間であります。こ

ういふものは従来政令で規定されてお

りますが、元來は法律で規定すべき事

項でござい

ます。或いは又保税倉庫に關するこ

ろの記帳義務、或いは又納税告知をす

る場合の手続、こ

ういふのも実は政令で規定されてお

りましたが、今回法律

にのほせております。或いは又、関税につきまして担保を徴収する場合が種々ございまして、この関税の担保の種類につきましても従来は政令で規定をしておりました。このように政令で従来規定しておりました事項で法律で規定するのを当然とするものにつきましては、これを関税法の上にのほせまして法体系を整備いたしましたのであります。

第二には、関税法の規定の内容につきまして近代化を加えております。まず第一章総則でございまして、従来はこの総則のような規定はございせんでありました。第一条におきまして、関税法の趣旨といたしまして「関税の賦課及び徴収並びに貨物の輸出及び輸入についての税関手続の適正な処理を図るため必要な事項を定めるものとす」という法の趣旨をはつきりと明定いたしました。

又第二条におきまして「輸入」「輸出」「外国貨物」「内国貨物」等、重要用語の定義を具体的に規定いたしました。法律の解釈の基礎を明らかにいたしてあります。それから又、従来の関税法におきましては、税関長とか税関職員の特権は非常に包括的に規定されておりました。例へば「保税地域内ニ於ケル貨物ノ取扱ハ総テ税関長ノ指揮ニ従フヘシ」というような規定が現行法にございまして、現行法の二十七条であります。

又、保税倉庫、保税工場の庫主の特許を受けた者は税関長の指揮監督を受くべしといったような、ちよつと例を挙げてみましても非常に包括的であり、時にはぐらつくような規定があります。実際におきましてはこの規定について税関長が非民主的なことにいた

すことではないのであります。規定をいたしましては非常に包括的な規定でありまして、最近の法令の様式に合つておりません。そこで今度は、従来このように包括的に規定せられた税関長、税関職員の特権を具体的に規定いたしました。その範囲及び基準を明らかにいたしてあります。それから又、税関長或いは税関が許可承認等をいたします場合におきまして、その基準を明確にいたしてあります。例へば改正法の二十三条とか四十三條或いは九十九條等に規定がございまして、できるだけ包括的な強権的な傾向にある規定は厳密にその範囲を制限するように規定いたしました。

第三に、行政慣例を相当成文化してあるということでございます。現在の関税法は、あとから考えてみますと、私ども実行する上においてまあ比較的やりやすいと申します。非常に包括的で、その間にいろいろな穴が実はあります。解釈上においても取扱いが二通りになるようなことも従来あつたのであります。その間の規定の不備を補いますために、この五十年間におきまして税関におきまして行政慣例によりましてその規定のギャップを埋めておつたのでございまして、このような行政慣例につきましては法律としてのほすのが相当でございます。そういうのは相当ございまして、行政慣例につきましても法律にのほすのを適当と認めるものにつきましてはこれを法文化いたしてあります。例へば輸入貨物についての課税物件の確定の時期であります。関税法の第四条に規定がござい

ますが、輸入貨物について、いつ課税物件が確定するかというようなこと

は、従来規定がございせんので、全く解釈に委ねられており、その間おのずから行政慣例として確立された法則があつたのでございまして、こういうような問題。或いは又、従来外国貿易船から内国貿易船に資格が変る、或いは又沿海通航船から外国貿易船に資格が変る、こういうような場合におきまして、税関に申請いたしましてその手続をとつておつたのですが、こういうようなことも全然今まで法規には規定がございせん。これを今回、例へば二十五条でございまして、船舶又は航空機の資格の変更、こういう場合には税関に届け出て下さいということに成文化いたしてあります。それから又現行の関税法におきましては免許前引取という制度がございまして、例へば輸入貨物が入つて参りました、その価格の鑑定等に眼をとるような場合におきましては、担保を積みまして引取をすることを認められる場合であります。こういう免許前引取に属する貨物につきましては、一体その性格がどういふものであるかというところが法文の上には出ておりません。これにつきまして、今回七十三条におきまして、こういう輸入許可前の引取貨物の性格を明らかにしております。

それから、これは特殊な制度でございまして、関税法に貨物の収容という制度がございまして、保税地域に置かれておつた貨物が蔵置期間を経過いたしましたし、或いは又税関長が保税地域から搬出せよという命令をした場合にその期間内に搬出しなければ、いざ関税を納めようという場合には、貨物を税関で収容いたしましたし、そして一定の期間の

経過によりましてこれを公売するといふ制度でございまして、ところがこの貨物の収容というのとは一体どういふ方法によつて行ふのかというようなことに

ついては何ら規定がなかつたのであります。今回例へば八十条にございまして、明かに収容の方法を規定いたしております。「収容は、税関が貨物を占有して行ふものとする」という規定を初めといたしましてそれによつて収容の方法を明かにしております。これなども行政慣例の成文化の一つの現われであります。

それから又、船長、或いは機長、航空機の機長であります。それがなすべき行為が関税法にいろいろ規定されておるのであります。この船長又は機長がなすべき行為につきましては、實際上、代理店等によるその代行が認められておるのであります。こういういつたようなものも法律に明かに成文化するといふやり方をとつてあります。

次に、この関税法の改正に当りまして、支障のない限りできるだけ税関手続を簡素化したしまして、特に保税地域に關する税関手続につきましては改善を加えて、保税制度の利用の促進を図つたことであります。例へば法案の第十條の第一項であります。一、関税の担保として金銭を提供した納税義務者は、政令で定めるところにより、担保として提供した金銭を以て関税の納付に充てることができる。ちよつと御覧頂きますと何でもよいような規定であります。実は従来は、関税の担保を提出いたしましたし、いざ関税を納めようという場合におきましてその担保として提供した金銭を以て直ちに関税の

納付に充てるといふ規定はなかつたのであります。従いまして、金銭を担保として積みまして、又別に金銭を出しまして関税を納め、そこであとで先に提供いたしました担保を解除してもらうといふようなことになつておる。そういういたしますと、税金の關係からその際ダブルわけでありまして、納税者としては困る点がございまして、今回、このような場合には、請求によりまして直ちに先に提供した担保でもつて関税の納付に充てることができるようにするといふようにいたしてあります。或いは又、外国貿易船又は外国貿易船が開港或いは税関空港に入港いたします際に、これは船舶について船舶国籍証書、並びに船舶と航空機につきましては、最近の出港地の出港免状を税関に預け入れるという制度をとつておりました。ところが船舶国籍証書を税関に預け入れますことは、これは重大な書類を税関に預けますので、船会社としては困ることもありますので、今回は預け入れを必要とせず、単に提示を以て足るというふうに変更しております。第十五条でございまして。

又、従来輸入申告の際におきましては船荷証券を提出することを必要といたしておりましたのを、今回輸入申告の際に船荷証券を提出しなればならぬという規定は削除してあります。次に保税地域におきましては、従来の考え方といたしましては、保税地域においてはこの関税法上の特有の用語であります。外国貨物である内国貨物であると問はず、すべての貨物につきましてががっちり税関で抑えるといふ

考え方規定されておりますのを、今回は保税地域につきましては、純然と内国貨物即ち輸出入に關係のない他の貨物につきましては、原則としてその出入入れを自由にいたしまして税関としてタッチいたさない。ただ外国貨物と或いは又輸出しようとする貨物、輸入しようとする貨物、即ち輸出入に關係のある貨物だけについて税関がそれを規制して行く、がつまり抑えて行くという方法をとつたのであります。三十一條とか三十三條或いは四十條、五十二條、五十四條、六十一條等にその現われがございます。次に、従来から保税地域につきましては、貨物保管規則と保管料につきましては、税関長が認可権を持つておつたのであります。昔から保税倉庫法につきましては、貨物の保管規則及び保管料は税関長の認可を受くべしという規定がございました。それから又昭和二十七年の改正の際におきましては、指定保税地域特許歩合につきまして、保管規則、保管料について税関長の認可を受けるような規定を置いてあります。ところが、これらの法律の保管規則、保管料につきましては、別途又運輸省におきまして大体その届出はございしますが、税関長の認可に等しいような程度の規定があるものであります。一定の規程に従つた保管料を届出なければそれは受付けないという規定がございまして、實際上保税地域の保管規則、保管料につきましてはいわば二重行政となつておつたのであります。今回私どももいたしましては、税関長としては、このようなこととにタッチいたしまして、その結果、業者をして二重行政の弊に悩ませることとは適当でないと考えまして、私ども

のほうの規定はこれを削除いたすことにいたしました。又従来保税倉庫につきましては、その許可を受けた者は一定の担保を提供する義務がございましたのを、今回その担保提供の義務を廃止いたしまして、業者の拘束及び負担を緩和いたしております。次に保税工場制度につきましては、第六十一條におきまして、新らしく保税工場外における保税作業というのを制度として認めたのでございます。御承知の通り保税工場は、外国から原料を輸入して加工して、そうしてその保税工場内で加工又は製造いたしまして、積み戻す場合におきましては、輸入手続を経ないままそういうことができるのであります。ただ保税工場から国内に引取ることになりますと、そのときに輸入したものと見まして、課税すべきものは税金を取るといふ仕組みになつております。保税工場からこれを下請工場に出しまして、そうして最後の製品が輸出されるというような場合におきましては、従来の規定では遺憾ながらそういうことは認められておらなかつたのであります。今回は第六十一條におきまして、こういうような場合におきましては保税工場主の責任において下請工場に出すことを認めまして、加工貿易に便利しようにいたしております。それから第五十九條でございしますが、保税工場は御承知の通り原料に加工製造を加えて、製品を積み戻すという制度でありますので、それから国内に引取ります場合には、そのときの加工性質、数量によつて課税されることとなります。いわば製品課税ということになります。例えば外国

からの原料でありますところのものと、それから国内品でありますところの原料とを混ぜ合せて或る製品を作つたといふと、その全部がいわゆる外国貨物ということにみなされまして、若しそれが全部輸出されないのであることになりまして、製品の状態において課税されることになるのであります。が、このような場合におきましては、今回税関長の承認を受けて、一定の場合におきましては、外国貨物である原料の数量に對する製品だけを外国貨物とみなすことといたしまして、できるだけ保税工場の利用に便ならしむることといたしております。それから又、保税上屋又は保税倉庫、保税工場の許可の手数料であります。従来特許官吏の特許手数料といつては、特許官一人につき一萬一千円といふような標準で手数料を取つておりましたが、一人当たり幾らという標準は非常にどうも誤解を招きやすいものであります。とき々例を引くのであります。自分分のところでは月一萬一千円の特許官吏の手数料を出しておるけれども、来ておる税関官吏はもう八、九千円程度の者しか来ていない、もつと給料の高い者にしてもいい、という誤解を招くのであります。これは税関の威信にも關することでありまして、一人当たり幾らという特許官吏の手数料でなくて、保税倉庫、保税工場につきましては、その種別、延坪数、許可の期間、或いは又税関でいたしますところの事務の種類によりまして、合理的な手数料の基準を設けることといたしております。これらに、これらの保税地域に關しましての許可手数料を一定の場合には減免できることといたしまして、加工貿易等の振興に資するようにいたしておるのであります。

合には減免できることといたしまして、加工貿易等の振興に資するようにいたしておるのであります。次は、私権の保護、尊重の見地から、現行法の十分でない点を是正した点が、二、三ございします。先ず従来税関の行政処分による私権の不当な侵害を防ぐためには審査請求という制度がございましたが、その審査請求は、関税の賦課に關する処分だけについて審査請求という制度が認められておりましたのを、今回賦課に關する処分はかたのを、今回賦課に關する処分はかたのを、徴収に關する処分と滞納処分にもでも拡張いたしております。第九十條でございします。それと共に、審査の請求の對象に從來なつておらない税関の行政処分に關するもの、新らしく異議申立の制度を設けることといたしました。八十九條でございします。次に倉庫業者等の私権の保護を固めますために、税関が貨物の収容又は留置というやうな処分を行いました際、その貨物について質権又は留置権を持つておりましたものは、その貨物が公売又は売却された場合の代金の残金につきまして、保管料等に関する優先権を有することといたしました。と申しますと、従来税関で以て貨物の蔵置期間が経過したというので収容いたしました場合、倉庫業者といたしましては収容されるまでの間に相当保管料が積つて参るわけでありましたが、その保管料については何らの救済規定がなかつたのであります。税関としては、その貨物を収容し公売に処分してしまえばそれきりであります。保税倉庫の保管料等については保護規定がなかつたのであります。今回新らしく、こういう

ふうに収容いたしました公売又は売却いたしました場合には、その代金の残金につきまして、保管料等に関する優先権を得るということにいたしておるのであります。八十五條であります。次に罰則等の規定の關係であります。罰則につきましては、今回輸入禁制品、密輸入の罪と、無免許輸出入の罪に關する罰金につきまして、従来情状加重の規定がございましたのをこれを廃止いたしております。百九條、百十一條であります。それとともに、虚偽の申告をいたしました場合に、新たにそれを追加いたしましたのであります。百十四條であります。次に関税法におきましては、内国税と同様に第三者通報制度が終戦後設けられたのであります。即ち犯罪嫌疑事実を通報した者に対して報奨金をやるという制度、第三者通報制であります。これは今回内国税におきましても廃止いたしますので、歩調を揃えて、関税法におきましても廃止することといたしました。次に開港に關するものであります。開港と申しますと開く港であります。が、御存じのように、この開港でなければ外国貿易船が自由に出入できないのであります。不開港に外国貿易船が入る場合は一々税関長の特許を要するのであります。この開港は関税法の別表に現在五十八港並んであります。が、終戦後、昭和二十三年、二十四年に開港を十数港追加いたしました。その後、開港の追加はなかつたのであります。その後における貿易実績に鑑みまして、今回新らしく岩手県の宮古

ようなことがありますかどうか。その点を一つ伺います。

○政府委員（北島武雄君） 保稅地域につきましては、只今も御説明いたしま

したように全般的に相当な簡易化を図っております。先ほども御説明いたしましたように、今までの考えでは、保税地域におきましては輸出入に關係のなない貨物まですべて税関の規制に服する

というような考え方でありましたの
を、今回それを改めまして、輸出入に
関係ある貨物だけに改める。それから

又、そういうものにつきましても、従来例えば許可を要しておつたのを届出だけに済ませるといふふうに、徐々に簡素化を図っておりますので、従来に

比べまして手続が煩瑣になるということは、これは絶対にないと申上げてよいかと思います。ただ要は実行の問題でございますので、このような法律を

作りましても、それが第一線においてその通りに実行されなければそれまででございます。私どももいたしましては、更にこの関税法改正の際にその趣

旨を十分に税関官吏に吹込みまして、いやしくも税関手続からして不当に輸出をチエツクするといふようなことの

ないようにいたしたいと思っております。

○野瀧勝君 これは部長さん、輸出だけじゃなくて、私の今言つたのは主に輸出

入を指しておるのですが、私は餌の輸入仕事をやつたことがあるのです。原料餌料、ポミール、高粱、そういうものを輸入したときに、保税工場で非常に時

間がかかりましてその措置に容易でなかつたという事実があつたものですから、一応その事務的な処理等に対する簡易化の問題についてお聞きしたのです。

が、今後はこうした不備を簡易化して来たこと、こういうことに解釈してよろしくご意見を。

○政府委員(北島武雄君) お説の通り全般的に保税地域につきましては簡素化する方向に行つております。

○野澤勝君 それでは全文をよく見ておりましたから北島部長の御説明を一応了承するといひまして、次に私が聞いておきたいのは、この関税法改正に基く百十七、八頁ですが、この中で見ると、十七の所に酒税等ノ徴収ニ関スル法律、それから十八、物品税法の一部を次のように改正するといふことで、とにかく、これはそれを照合して見ればよくわかるのでございますが、ここでその条文の内容に對する骨格だけでもお話をすれば幸いと思ひますから、一つお話しして下さい。一々これを条文を照合するのは面倒でございますから。

○政府委員(北島武雄君) 酒税等ノ徴収ニ関スル法律の第二条は「関税法第三十九條ノ規定ニ依ル運送ハ酒税法、砂糖消費税法、揮発油税法、骨牌税法又ハ物品税法ノ引取ト看做サス但シ其ノ運送ニ付必要アリト認ムルトキハ税金に相当スル担保ヲ提供セシムルコトヲ得」というのであります。関税法第三十九條というのは新法の第六十三條に相當する保税運送の規定であります。保税運送の場合においては、まだこれらの内消費税法においてははその引取と見なさないという規定でございます。関税法第六十三條と申しますのは保税運送の規定でございます。外国貨物は、開港、税関空港、保税地域、税関官署及び第三十條第二号の規定により税関長が指定した場所相互

間に限り、外国貨物のまま運送することができるといふ規定でございます。旧法の第三十九條に相當する規定でございます。それから物品税法第四十條第四項と申しますのは「関税法第三十條但書ノ規定ニ依リ保税地域ヨリ引取ル物品ニ付テハ第一項但書ノ規定ニ拘ラズ輸入免許ヲ受ケタル際物品税ヲ納付スベシ此ノ場合ニ於テハ引取ノ際其ノ税金ノ担保ヲ提供スルコトヲ要ス」即ち保税地域から物品税のかかる品物を引取る場合におきましては輸入免許を受けた際に物品税を納付すべしといふのであります。関税法第三十四條但書と申しますのは新法の第七十三條第一項に相當する規定なのであります。

○野澤勝君 担保を従来とつておつたのを担保を廢止する、これは非常によいことのように思ひますが、そういう場合における危険負担というよりなことは何ら考えないでもよろしいか。今まで担保をとつておつたのを今後担保を廢したといふこの論議及びその考え方について。

○政府委員(北島武雄君) ちよつと先生のおつしやるのが聴きとりにくかつたのであります。今度の法律におきましては担保の提供を廢止いたしております。

○野澤勝君 今の酒税のところでも物品税のところでも担保の点は廢したと言われておるじやありませんか。

○政府委員(北島武雄君) 廢したとは申しませんが、酒税等ノ徴収ニ関スル法律で、「但シ其ノ運送ニ付必要アリト認ムルトキハ税金ニ相当スル担保ヲ提供セシムルコトヲ得」といふことで、これはそのまま存置してあります。

す。担保の提供をなくしておるわけではございません。

○小林政夫君 羽田空港は非常に狭い。そうして欧米は別として、東南アジアの空港に比べても甚だ貧弱な空港であつて、不潔である、こういうことについては近く何か処置する考えはあるのですか。

○政府委員(北島武雄君) お説の通り現在羽田は非常に狭隘でございます。旅客及び貨物の捌きに苦慮いたしておる状況でございますが、こういうような状況は何とか改善しなければならぬといふ考えで、実は昨年中から航空ビルディング会社がござまして、それが約一年ぐらゐかりまして航空ビルディングを建設することになつております。その際に税関をいたしましては、予算に計上いたしまして、税関の所要部分を買取することにいたしております。恐らく今年一ぱいには航空ビルディングがござまして、今までの約十倍程度の広さの税関スペースがござるのじやなからうかと、こう考えております。

○土田國太郎君 これをお伺いするのは、この法案じやないですが、密輸入が多いですね。随分我々のところに來ますが、何とか取締る方法はないですかね。相當に大きなものも入つております。例へば大きなものは電気洗濯機とか時計類、宝石類は勿論、大變なものですね。最近ではこれどういふところから大體入つて來るのですか、あなたの方の観点では……。

○政府委員(北島武雄君) 密輸入の取締につきましては、税関をいたしましては苦心いたしているわけでございますが、だん／＼やり方が巧妙になつて參

りまして、終戦直後におきましてはもつぱら密輸入の用に供するために機帆船を仕立てまして、そうして堂々と南西諸島方面或いは朝鮮方面まで行つておつた。そういう原始的な方法も、次第に秩序が回復すると共に少なくなつて來まして、その反面、智能的なものが多くなつて來ました。例へば最近あたりでは銀行の領收書を偽造いたしまして、すでに税金を納めておるといふふうに税関に見せまして、それで貨物を引取るとか、或いは又故意に極めて低い価格で以て課税の申告をする、或いは又税関官吏を甚だ残念であります。

買取いたしまして、そうして密輸入を圖るといふような事例が相當ござります。ただ内国税に比しまして、関税におきましては、現場におきまして処理される事項が相當多いので、何分官吏が余ほどうしかりいたさないと思はざるべきでござります。ただ密輸入の検査件数といひましては最近是非常に成績が上つております。只今手許に資料を持つておりませんが、昨年中の密輸入検査件数、それから金額は、恐らく戦後最高のものであります。これは何も密輸入が多くなつたのじやなくして、私も密輸入の検査の成績がよくなつた、こう考えております。ただ何割程度が密輸入されて、そのまゝ見逃がされておるかという点については、私も実は推定がついておりませんが、極力他の官庁とも連絡をとりまして、税関官吏を奮勵して密輸入を取締りたいと考えております。

○土田國太郎君 これは密輸入品は関税を払つたものであるかどうかといふことは、証明はさつぱり現物については

わからぬわけなんだが、それを知らずに購入した我々素人です。そのかたには犯罪はないんですか。知らずに買った場合に……。

○政府委員(北島武雄君) 知らずに買った場合には、事後從犯と申してありますが、故買の規定がござります。やはり犯罪がなければいかんわけですが。この関税法案の第百十二條で「情を知つてこれを運搬し、保管し、有償若しくは無償で取得し」と謳つておりますので、情を知らなければいいわけ

○土田國太郎君 知らなければよろしいのです。御承知のように、外貨關係で自動車なんかの輸入ですね。政府では成るべく阻止するといふ方針であるんだが、この何と云うんですか、外国の、アメリカあたりから來る官吏であるか軍人であるか知りませんが、必ず自分の所有として自動車一台なら一台を持つて來て、それを内地で以て民間に売却するといふ手が非常に多くて、外国自動車が増えたとはいふやうなことを聞いておるんですが、その事実はたくさんあるんですか。

○政府委員(北島武雄君) これは関税定率法の問題になるわけですが。関税定率法におきまして、現在の取扱ひをいたしましては、旅行客が一時的に入国するときに、日本に入つて來るものと、自動車を持つて來る場合におきましては原則として関税を徴収いたしておりますが、但し一年以内に再び持つて出るといふことになりまして、ときには担保を積ませて保税のまま使わせております。それから外人が日本に住居を變更した場合、引越しの場合におきましては、関税定率法におきま

て、現行法はそのまま免税いたしておきますが、ただ今度の改正法におきましては、自動車等におきましては、たとえ引越荷物でありましても、それを輸入いたしましてから二年以内に他の用途に供する場合、例えば人に売るといふような場合、関税を追求するといふことにいたしております。折角外貨予算を締めましてもそういうような方法でどん／＼免税のまゝ入つて来ましては、非常に弊害がございますので、今度の関税定率法を改正する際にそういう措置をいたしたいと思つております。

○土田国太郎君 ただ関税はそういう方法ならば完全にとれるのですか。日本の金を国外にとられる結果になりまされ。国策から大きく見て日本内地の金を外人に取られてしまふわけですね。それは何か又為替を組んで出してしまうわけですね。そんなことで、政府が如何に輸入を防止しても、そういう裏の口から今どん／＼大きな自動車が入つて来ておられるのだから、それを防ぐ方法はないのですか。これは関税の問題じゃないですか。

○政府委員(北島武雄君) 為替管理の面と関連しておると思うのですが、為替管理の面におきましても、最近次第に締めて参りまして、関税と同じように、例えば、一時入国者の場合におきましては、それが一年以内に出るといふ見込がなければライセンスを与えないという方法にいたしております。関税と相待つて次第に締めて行くといふ方向にあるのであります。

○堀本謙三君 私は余り研究してないし、今日初めて出たのだからよくわからないのだが、この関税法及び関税定率

法の一部改正する法律案に関連してお聞きしたいことは、これは若し私のいいが、ガットの仮加入との関連において、相手国といふ／＼違つた待遇を受けるという点について何らかの考慮がこの法律において払われておるか。もう少し端的に言へば、複数関税を設けることについての程度大蔵省としては考えられておるか。

○政府委員(北島武雄君) 複数関税につきましては昨年のガット仮加入前後から相当国内的に話があるわけでありましたが、その際に、私どもの解釈いたしましたので、これは法制局とも打合せたのであります。現在の関税定率法の第四條に、報復関税という規定がございまして、その規定で以てやろうと思へばできるということでありましたので、国内的には一応現行法の下においても複数関税はできるという解釈でございます。ただ今回関税定率法のほうも本則を全面的に改正いたしております。その際にその趣旨を明らかにするといふ意味におきまして、近日御審議願うと思ひますが、新関税定率法の確

○野瀧勝君 この際、私は議事進行について発言を求めようと思ひますが、一応この関税法の問題は、これは誠に、今聞くところによるといふと、今日初めて提案をされてゐるのですが、そこで結局これについては一応お互いまだ検討をしなければならぬ点もありますから、今日はこの程度にして置きまして、あと次回において一いつい一応この質疑をやることにして

もらつて、今日はこの程度でこの関税法はあと廻しにしてみたい。

○委員長(大矢半次郎君) 野瀧君の御意見に御異議ございませうか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(大矢半次郎君) 御異議ないものと認めます。

○委員長(大矢半次郎君) 次に所得税法の一部を改正する法律案並びにその他税制改正案を議題にいたしまして御質疑を願ひます。

○野瀧勝君 新聞を見ますと、今明日中にも衆議院で予算が上りそうだと言われてゐます。衆議院で予算が上つてしまつてからこの大蔵委員会では質疑をするのは効果が薄らぐと思ふのです。それで特に国民生活に關係を持つておる所得税の一部改正を、衆議院の予算の上の前にもどうしても当局に質疑並びに意見を申出で置く必要があると思ひまして、ここに質問をいたしたいと存する次第でございます。

先ず渡されましたこの所得税法一部改正法律案ですけれども、この法律の一部と言ひましても多く生活に關係がありますので、この際、そのうちでも、私は農業課税の点、それから物品税の点、それから繊維税等関連する所得税に關係を持つておるそれらの問題に言及いたしまして質問をすることを、あらかじめ御了承願ひたいと存じます。

きたのであります。と申すのは、政府は二十九年度租税収入の中にも具体的に示されております通り、この昭和二十九年を見て頂きたいと思ひます。二十九年年度の租税及び印紙収入予算説明、大蔵省主税局から出された資料ですが、この十頁を開いて下さい。これと睨み合せて質問するのであります。當局では、農民が、前年度は水害やその他或いは冷害等の凶作等があつて、比較的農村の収入が悪かつたという見解で、本年度即ち二十九年度はこれらを克服いたしまして、相当収入増が見込まれるといふことを先般も大蔵大臣は言われておるし、又この租税収入の点から、或いは所得等の点から見ても、併し實質上の検討をして見るとそんなものではないのでございまして、さういふ架空の上に立つての租税収入の予想乃至は所得關係等が若し考えられるとするならば、政府は大きな過ちを犯してゐると思ひます。特にこの表の中にあります昭和二十七年課税人員と総所得金額、それから課税対象額、税額のこの比較でございまして、農民におきましては、昭和二十七年の課税人員は百三十三万一千人、それから総所得金額は二千三百九十九億二千二百元、それから課税対象額は六百二十二億九千二百元、それから税額は百二十二億五千六百元、そこで今度は農業のほうでございまして、これは一切の大

事業家も何も皆含むでしよう。農業のほうですが、営業のほうは、課税人員が百三十三万四千八十八人、それから総所得金額が三千六百九十八億八千八百四十元、それから課税対象額は二千七百七十八億四千四百元、それから今度は税額に行

きまして五百七十億余元、こういうふうでございまして。大体、農民の課税人員、営業の課税人員、それから総所得金額、それから課税対象等と比較いたしまして、この率を見ても、農民の負担率が相当過酷なのであります。更に昭和二十七年の生産關係から見ますといふと、農業の面におきまして、例えば昭和二十七年を一〇〇としたしますと、これは営業も一〇〇としたしますと、そうすると、二十九年度におきます生産の比率でございまして、農業におきましては、一〇・一・八、それから物価の面におきましては一〇・二・三、営業のほうは、生産も物価も一〇・〇とみなして、昭和二十九年におきましては生産が一・五・五、物価のほうが一・〇・四・六、集計いたしますと、うと、農民のほうは昭和二十九年におきましては一〇・四・一、営業のほうは一・二・〇・八といふ大きな開きを示しております。農業の場合は昭和二十七年の物価指数と比較いたしますと四・一の収入増、営業のほうは今申しした通り二・〇・八の収入増、この点から見ても、農民経済といふものは他の営業と対比いたしまして非常に収入率というものが悪いといふことを如実に示しておるのでござい

ます。更に本年の課税見込を検討いたしますと、人員、総所得額、税額といひまして、農業の面におきましては、人員課税見込が八十九万一千人、それから営業のほうにおきましては百二十六万三千人、それから総所得金額において、農業が二千八百九億三千三百元、それから営業のほうが三千九百七十三億三千三百元、それから今度は税額におきまして

ことだけ考えてみますれば、恐らくはその減税のほうの利益を得ましても、増税のほうの不利益、これは砂糖消費税などが或る程度上りますから、全盤そこにならないとは申しませんが、併し中心がどちらかといへば奢侈的なものに行つておりますので、差引きして見ますれば、恐らくは減税による効果のほうがずつと大きくなつてゐるのじやないか。かように考えております。

○野澤勝君　そこで主税局長にお伺いするのですが、この所得税法一部改正法律案の中にも、第二十五条において非常に納税のことについて心配されて、この法案が出されたと思うのであります。例えば五十三頁の第四節に、予定納税に関する通則、非常に何と言いますか納税の便宜を与えるような趣旨でかような一部改正法律案を出されたと思いますが、私は、こういう技術的なこともやらなければなりません、要するに課税が妥当であり公平であるというやうなやり方ではなければいかんと思ふ。今、主税局長は非常に正直に答弁されており、確かに一方において減税をしても、御指摘のごとく砂糖消費税などにおいては或る程度上つた、その通りだ。私は一方において減税をしても、本当に減税したことが実際に生活の中に現われて来たというのがなければ、眞の減税じやないと思ふ。こゝいうようなことをたび／＼繰返して、現在農民はどういう状態になつてゐるかということをお考えてもらいたい。特に心外に堪えないのは、先ほどもちよつと私は申し上げましたけれども、間接税は多かれ少なかれ皆んな上つております。酒税が上り、

砂糖消費税が上り、揮発油税が上り、物品税が上り、繊維消費税が上り、印紙税が上り、骨牌税が上り、こういう状態です。ですから、これはまあ、あなたのほうからくれた資料でございますから、それに間違いはないと思いますが、こうやってみると、これは決して渡辺局長のみがどうということではないのです、これは一貫した方針なんです、誠に私は心外に堪えないのであります。こういう点について、こういう義務的な予定申告乃至は予定納税額乃至は納期の問題について、こういう細心の所まで心配して納税成績をよくしようというのであります。したならば、その前にやるべきことは、私は大衆課税なり、何と言いますか、消費課税なりというものを対して、この際むしろ政府は考慮して、本当に働ける負担の軽減、生産階級の地位の安定というところに考えを置いて、所得税乃至は租税収入の問題を考えなければならんじやないかというのが私の論議の骨子でございます。特に私はこの表の中で、更に一言申し上げておきたいことは、納税成績ですね、納税成績を何だかんだ言いますが、一番まじめなのは誰かという、一〇〇％納税成績のいいものは労働者ですね。源泉課税で取られてしまふから間違いないですね。この表にちゃんと書いてある。やつぱり表は余り嘘は書けないものだと思ふ。その他どの階級が一番納税成績がいいかと言つて、この表で見ると、先ず年度内の見込額という所がありますね。これを見ると、三月末までにまだ時間があるから、或いは三月末にならなければ決定的でないという御答弁があるかも知れませんが、大体もう先は

見えておりますから、この表でいいでしょう。そうすると、営業のほうが一八％、それから農業が九二％、労働者は一〇〇％、又納めるほうから見たら、これは労働者、農民と、ずつとまじめなんですね。ここにちゃんと書いてある。ですから、こういうふうなまじめに納めるほうの人々には、少くとも私は税の負担乃至は課税というものはもう少し考えなければならんし、又考えるのが正しいじやないか。こういうふうに思ふ次第であります。こういう点について主税局長は先ほど、まあいづれあとで具体的法案が出たときに又お聞きするのでございしますが、そういう点を訂正するために、奢侈品税、贅沢なものに税金をかけるというお話ですが、これはあなたではありませんか。前にも、金庫或いは盆栽或いはその他の贅沢品に対する税金を、昭和二十六年でしたか、これは物品税から課税を廃した。今非常にこういう矛盾を解決するために、贅沢品、奢侈品に税をかけると言つておりますが、併しむしろその当時はそういうものは税の対象となつても少額だからかけることをやめた、面倒くさいからやめた、ざつとばらんに言へばといううな意味でございしました。ところが今度は又そういう奢侈品税をかける。誠に結構です。結構だが、併しそれが徹底をしておらない。私はこの際、税の捕捉につきましては、今渡辺局長の言われたごとく、全く贅沢或いは特殊の者が持つだけのものに對しましては、貴金屬品、或いはそういうような金庫或いは犬、猫、何でもそういうような、何と言いますか、直接生活必需品でないようなものに對しては……、

化粧品などもあなたは下げてしまつた。化粧品と言つても、何と言いますか、大衆的な化粧品は、これはいたし方ないが、高級化粧品などがある。これは娘さんにえらく抗議されるかわかりませんが、私は中共のように何でもかでも白粉をやめろと言ふのじやない。そんなやばなことは言いませんが、併し高級品の化粧品を昨年ですかにやめちまつた。そういうようなことをやつておいて、今日この頃になつてかけると言つておるが、かけるなら徹底的にそういうものにかけて、そうして税の公平或いは納得のできるという課税の方針をとらなければならぬと思うのですが、この点に對する主税局長の見解はどうか。それが一つ。

それから所得税法の一部改正法案を出したが、果して今の所得税法一部改正法案の納税等についての条文がいろいろ出ておりますが、かような現象の下においてこの所得税法の一部改正をいたしても、これによつて納税の問題などがうまく行くという決定的自信があるかどうか。この点に對して一つ御答弁を願ひたいと思ふのであります。

○政府委員(渡辺喜久進君) 最初に納税成績の話がございましたが、その点は、その表にもございしますようにお話を通りでございます。従いまして、この納税の成績の余り上つておらない面につきましては、更にそのよつて来る原因なども片方では探究しますと共に、できるだけこの納税の成績を上げるといふことに努力してやつております。最近の実績は漸次これが改善されて来ているといふことを申し上げたいと思ひます。併しなおまだ不十分なこともございますので、更に今後におきましては国税庁としては一層の努力をするように努めております。

第二の問題としていろいろ物品税についてあれをやめたじやないか、これを云々といつたような御指摘がございましたが、多少お話が我々がやりましたことと違つておるに思ひます。金庫のお話がございましたが、これは昨年一割の税率を五分の税率に下げましたが、現在相変らず物品税は課税されております。ただその場合に、それじや何で五分に下げたという御質問があるかも知れませんが、大体金庫の課税されておりますものをずつと見て参りますと、いわゆる事務的に扱われておるものが大部分であるといふ点なども眼に映るものでありますから、従いまして、昨年いろいろ物品税についての税率を調整します際に、金庫については五分に下げたというわけでございます。それから盆栽、これはたしか二十六年頃でしたか、よく記憶しませんが、これは現在課税してありません。盆栽に対する課税をどうしてやめたか、いろいろ御意見もあらうと思ひますが、課税の対象としてなかつた把握しにくい点もございします。特にこの分について課税すべきかどうか、いろいろ議論してみたいのでございしますが、まあ税額も少いといつたような点から、先ほどおつしやつたようになります。これは現在は課税してありません。化粧品につきましては、現在香水だとか、口紅、白粉といつたようなものは三割の税率で、相当高い税率で課税されております。昨年いろいろ議論がありましたが、このほうはそのまま税率が据置かれておりますし

て、ただクリーム、ボマードといつたような種類のものは、同じ化粧品でございますけれどもかなり必需品的な性格がそこにあるのじやないだろうか、こういう考え方からいたしまして、昨年これは一割の税率で課税しておつたのでございしますが、これを五％に下げたというわけがございまして、全体といたしましてはやはり一応一貫した考え方では私に思ひます。奢侈品階級について今度課税しようという考え方は、同じいろいろ議論のある奢侈品の中で、繊維関係だけが従来課税になつてなかつたというので、物品税を課税されておる業者の方々からいろいろの聲もございしますし、我々もかねてから検討して見なきやならんという問題として扱つておりましたので、今度やはりこの機会にこれは取上げてみるのが然るべきじやないかというので御提案申し上げた次第であります。

それから最後に所得税の法案につきまして、相当いろいろな条文が多数改正せざるを得なくなつて、相当龐大な改正案になつておりますが、これの一番大きく条文が手付けざるを得なかつたところのものは、現在は御承知のようにまあ予定申告制度をとつておまして、その予定申告によつて一応先ず三分の一だけ税金を納めて頂く、こういうことになつておるのでございしますが、その予定申告の制度が、シャープな申告による税制の改正のちにおきましては、前年の申告金額を下ることができないといふような条文が一つ入つたため、大体見て参りますと前年と同じ額の申告が大部分である。これが現在の状態であります。同時に、それを無理

に更正決定するといふのも年の途中であらうか、めやうのものも如何かといふので、ちよつとやりかねてゐる。そうしますと、結局、予定申告制度と申しまして、まああらかじめ税の額を三分の一だけを納めて頂くといふことが実質的になつておきますので、むしろこの制度を、こういう現実の事実を生かすといふことによりまして、同時にそれに附随しておきますいろいろな手数料をできるだけ省く、こういう方向がいいじゃないか。税制調査会のほうからもそんな御意見が出ておられますので、それで予定申告制度を原則的には廃止しまして、これを予定納税の制度に改めよう。こういうふうにいたしますと、まあ何分手続が変更されますために手続規定が大部分でありまして、実定規定としてはそれほど大した改正もないのですが、条文の上ではかなり大きく改正をせざるを得なかつたわけでございます。ただこれによつてうまく運営できる自信があるかという御質問でございますが、この点につきましては、私は従来の制度が予定納税制度によりましてむしろより強く生かされて行くんじゃないかといふふうに考えられますので、新しい法案が国会の御承認を得て成立いたしますと、それによつてうまく運営されることにつきましては、これは大体御心配なしに何とかやつて行けるのじやないかといふことを申し上げ得るのじやないかと思ひます。

○委員長(大矢半次郎君) 速記をとめて下さい。

○委員長(大矢半次郎君) 速記を止め

〔速記中止〕

○委員長(大矢半次郎君) 速記を付けて下さい。

○野澤勝君 それではあと二点で一つ打ち切りましょう。私は、その今の予定納税制度の御所見はまあ趣旨はわかるのですが、従来の申告制度にしてもなか／＼思うやうに行かない多くの欠点を持つてゐます。それで、この今の予定納税制度といふのはあなたの考へるやうには私は行かんと思ふ。要は、どういふ制度を設けようとも、先ほど言つたやうに、この所得に対する見方が非常に私は苛酷だと思ふんですよ。殆んど何といふんですか、際のないといふまいやうな、まあ骨までしゃぶるという考へ方なんだね。

だから、所得で言うなら、まあ例へば雑なら雑が、産卵が白色レグホンなら一年に二百八十個乃至二百九十個だと、そうすると、ちゃんと二百九十個と見てしまふのだな。そうすると殆んど余裕がない。私は、この國民も、國民所得に對して、そういうやうに徹底するなというものが、なか／＼農民のほうには所得といふものに對しては、そこかしこかきかきできないのです。ごまかしといふか、インチキができない。それはわかつておりますから、田圃だつてどのくらいといふことがわかつておる。桑畑から今度のは桑がどれだけとれて、それでどれだけの繭がとれるというところはわかつております。そういうやうな状態で、殆んど私は納税制度をどういふやうなものを作ろうと、それを勧誘するのは結構です。結構ですが、要は抜本的な租税の立て方というものを十分私は考えなければ、こういう解釈はできないのじやないか。

更に参考までに一つ申上げておきますが、この総理府の統計局の調査によりますと、戦前、昭和九年、十年、十

一年の三年間の物価を一つとする。そうすると二十八年に消費者物価は平均して二六〇・二、そうすると昭和九年、十年、十一年の三年間から異常に上つて来たわけだ。併し二六〇・二倍という計算は必ずしもこれは正しいとは言えないと思ふ。中には三〇〇乃至三五〇、物によつては千倍も上つたものがあると思ひます。併し大体普通は三百倍と言われております。それに對して労働者の名目賃金は、これはお金で受ける賃金ですが、昭和十一年に對して二十七年の平均では二七・二倍となつております。この二七・二倍は前の消費者物価の二六・二倍よりは上つたわけにはなりません。併し賃金としてこれは受取つた金でございます。現金、賃金として受取つた金でございます。そして、生活必需品を購入した場合の物の面から見た実質賃金を見ると、昭和九年、十年、十一年の一〇二・二倍にしかなつておりません。そうすると、物価は平均して三百倍と見て計算すると一〇二・二倍、それに比較するとずつと低くなります。ですから、これは賃金を受取つたお金の値打ちがずつと下つてゐるためでございます。そのお金で買ひ得る量といふのは少くなつたのであります。これはまあ一つの例でございますが、これは総理府の統計局から出してゐる調査表です。こういう点から見て、實際、勤勞所得者といふ、農業の所得者といふ、今では生活に全く窮乏を告げておられます。私はこの際一つこれらの諸君が納税をするやうに、それには免税点の引上げというやうなことでなくて、むしろ徹底的に物価を引下げるやうな、政府が思ひ切つた施策を講ずるか、さもなければ、

私はこの際、実質賃金、いわゆる実質生活といふものを、物価と十分説み合せまして、その所得体系と租税体系を、この際、具体的に規定する必要があるのじやないか。特に私は、この間接税なんといふのは、この際、この間接税なんといふのは、却つて欺瞞課税といふやうなことに言われておりますから、当局といたしましては、こういうものに対して、もつと納得した税体系を立てるというやうなことを、この所得と関連いたしまして考へておるかどうか、これを一つお聞きいたしまして、私の質問は後刻に、いずれかの法案でやりたいと思ひます。

○政府委員(渡辺喜久造君) 先ほどの統計局の統計のお話の中に、消費者物価の値上りと、それから賃金の値上りと、この数字を私は持つておられますから、はつきりわかりませんが、結局総合しまして一〇二・二の数字が出ておりますのは、恐らくはこれは、実質賃金がこれだけ上つてゐるという意味だろつといふやうに、お話を伺つて、物価はすでに織込み済みの数字じやないかといふふうに思ひます。免税点を単に引上げ、或いは扶養控除を引上げまして、結局片方で物価が上り、生活賃金が上つて行くといふことがありませんならば、これは何ら実質的な負担の軽減にならんじやないか、我々も確かにその通りだと思つております。従ひまして今回の予算におきましては、片方だけ／＼物価が上るやうな予算を編成しましたならば、一応例へば基礎控除を上げ、扶養控除を上げ、相当免税点も高くしまして、それはもう単なるノミナルなものに過ぎない。そこ

で出した結論は、とにかく相當の緊縮予算を組むことによりまして、先ず以てむしろ物価全体を引下げる方向に持つて行く。これによりまして、実質賃金を充実させると共に、更に税のほうだけについて申しますれば、それと並行しながら、基礎控除、扶養控除を上げる、こういうことによりまして、本當の意味の負担の軽減ができるのじやないか。ただ一兆円予算との結び付きもございまして、ネットの減税ができないう。そこで止むを得ない手段ではあります。間接税の方面におきまして、中心的には大体奢侈的なもの、或いは高級品、そういうものに対する課税を行うことによりまして、一面では奢侈的な消費の抑制を図る、こういうことによつて相當の収入を得ると共に、半面、主として低額所得者の負担の軽減になりますやうな基礎控除、扶養控除の引上げを行なつた。こういう次第でございます。現在の負担が、それにもかかわらず、なお相當重たいといふことは、これは確かに考えられる問題でありまして、従ひまして我々もいたしまして、この実質的な負担の問題を解決しなければ、手続の問題だけで問題が片付くとは勿論考へておりませんが、同時に、手続自体につきましてもできるだけこれを簡単なものにするといふことは、実質的な負担の問題を考慮すると並行しながら、是非考へなければならぬ問題じやないか。こういう意味におきまして、予定申告の制度を、予定納税の制度に変えようといふことを御提案申し上げておる次第でございます。なお、実質的な負担の軽減の問題につきましては、一面においては國民所得がどういふやうに今

後伸びて行くか、或いは財政をどういうふうにして行くか、こういうふうな点をいろいろ絡み合せて決定すべき問題であります。できるだけ今後とも負担の軽減を図ることについては考へて行くべきでないかということはお考へておられます。

○野澤勝君 一言、主税局長を通して、特に私は予算の立案責任者であります。大蔵大臣に、本日この委員会終了後、本委員会において、所得税法の一部改正法律案に關連いたしまして、かような意見があつたということに傳へておいても構はない。というのは、明日にも予算案を提出して、保守三派におきまして予算の修正が見解の一致を見たということが言われております。そうなりますと、折角かような重大なる問題が完全に審議されないうちに、又解決されないうちに、大蔵大臣が本委員会に來ることなくして、衆議院で決定される、可決されるということになります。私は大蔵委員会におけるところの租税問題、所得税問題を論議するといふことがもう意義をなさないのであります。特に私は、先ほど委員長からのお話があります通り、且つ又渡辺局長からお話がありました。私が、とにかくかような予算案を前に控へまして、重大であります。故に、私は以上の關連質問をいたしましたのであります。どうかこの点におきましては、一つ十分私は大臣の反省を促して、所得の見方、課税のあり方等につきまして、本日のこの見解を十分私は申し伝えて、この予算の面にこの見解を現わすように努力を願ひたいということをお申上げて、私は質問を打ち切ります。

○土田国太郎君 ちよつと委員長に要求します。先ほどあなたが発言されたのであります。この前の特別措置法でございませう。その審議に關して、しばらく前に新聞に出ておつたのですが、企業資金の充実に關しての臨時措置、行政的措置が出るだろうといふことが新聞に出ておつたのです。それが仮に出るとすれば、特別措置に關して重大なる影響がある問題であります。これは特別措置法を審議するに當りましては、臨時措置という名前は私は存じませんが、臨時措置のものではないか、それを大蔵省が出しますならば、特別措置を審議するまでにこの法案を出してもらうと、非常に都合がよろしいのですが、如何でしようか。

○委員長(大矢半次郎君) 主税局長に伺いますが、第三次資産再評価に關する法案はいつ頃提案になる見込みですか。

○政府委員(渡辺喜久造君) 実はその点は理財局が主になつてやつておりますので、私のほうも一部關係はございますが、従いましてかなり考え方はまとまつて來ておりますから、そう長い時間ばかりかと思つております。が、ちよつと今こゝで、いつかはつきり申上げかねますが、できるだけ早く提案するように努力したいと思つております。

○委員長(大矢半次郎君) 今、主税局長のお話の通りでございます。

○土田国太郎君 これは理財局の仕事だろうと思つたのですが、これを審議するまでに出て來たら、一緒に審議してもらわないと、非常に厄介なものです、内容が。その点一つお含みを。

○委員長(大矢半次郎君) なるべく御趣意に副うように努力いたします。

○野澤勝君 先ほどの私の關連質問に對するお答えを願ひたい。

○政府委員(渡辺喜久造君) 野澤委員のお言葉をそのまゝ大蔵大臣にお伝えいたします。

○委員長(大矢半次郎君) 本日はこれにて散會いたします。

午後一時散會

三月二日本委員会に左の事件を付託された。

一、外國為替銀行法案

外國為替銀行法案

外國為替銀行法

(目的)

第一条 この法律は、外國為替取引及び貿易金融の円滑を図るため、外國為替銀行の制度を確立し、その業務の公共性にかんがみ監督の適正を期するとともに、金融制度の整備に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「外國為替銀行」とは、第四条第一項の規定により大蔵大臣の免許を受けた者をいう。

2 この法律において「貿易金融」とは、輸出入取引のため直接必要な資金の融通をいう。

(資本の額)

第三条 外國為替銀行は、資本の額が十億圓以上の株式会社でなければならぬ。

(營業の免許)

第四条 主として外國為替取引及び貿易金融の業務を営もうとする者

は、大蔵大臣の免許を受けなければならない。

2 大蔵大臣は、免許を申請した者の人的構成、事業収支の見込及び國際的信用に關する見通し、經濟金融の状況その他を勘案し、その者が外國為替銀行の業務を行うにつき充分な適格性を有すると認められた場合に限り、前項の免許をすることができ。

(商号)

第五条 外國為替銀行は、その商号中に銀行という文字を用いなければならない。

2 銀行法(昭和二年法律第二十一号)第四条第二項(商号)の規定は、外國為替銀行には適用しない。

(外國為替銀行の業務)

第六条 外國為替銀行は、左に掲げる業務を営むことができる。

一 外國為替取引

二 信用状に關する業務

三 輸出入その他の對外取引のため直接必要な資金に關する貸付、手形の割引、債務の保証又は手形の引受

四 預金の受入

五 内國為替取引

六 前各号に掲げる業務に附随する業務

第七条 外國為替銀行は、前条第一号から第三号までに掲げる業務を円滑に遂行するため必要がある場合又は外國で行う場合には、同条の業務に妨げのない範圍において、同条第三号に規定する資金以外の資金に關する貸付、手形の割引、債務の保証若しくは手形の引

受又はこれらの業務に附随する業務を営むことができる。

2 前項の業務を営もうとする場合においては、外國為替銀行は、その内容を定め、大蔵大臣の認可を受けなければならない。これを變更しようとするときも同様である。

3 大蔵大臣は、外國為替取引及び貿易金融の円滑を図るため必要があると認めるときは、前項の規定により認可した業務の内容を制限することができる。

(他業の禁止)

第八条 外國為替銀行は、担保附社債信託法(明治三十八年法律第五十二号)により本邦の法律に基いて設立された法人が外國において募集する物上担保附社債に關する信託業務を営む外、前二条に掲げる業務以外の業務を営むことができない。

(支店その他の營業所の設置)

第九条 外國為替銀行は、外國為替取引及び貿易金融上重要な地に限る、支店その他の營業所を設置することができる。

(銀行との合併等)

第十条 外國為替銀行は、合併により銀行業又は貯蓄銀行業に屬する契約に基く權利義務を承継した場合において、その契約が当該外國為替銀行の営むことができるない業務に屬するときは、第八条の規定にかかわらず、大蔵大臣の認可を受けて、当該間、その契約に關する業務を繼續することができ。銀行(銀行法に規定する銀行をいう。以下同じ。)が外國為替銀

行となつた場合において、従前の業務に属する契約のうち当該外国為替銀行の営むことができない業務に属するものがあるときも同様である。

2 貯蓄銀行法（大正十年法律第七十四号）第九條（供託）及び第十條（優先弁済）の規定は、前項の規定により貯蓄銀行の業務を継続する外国為替銀行について準用する。

3 銀行が外国為替銀行となつた場合又は外国為替銀行が銀行を合併した場合においては、銀行法第二十六條（他業会社への転移）の規定は、当該外国為替銀行については適用しない。

（銀行法の準用）

第十一條 銀行法の規定は、同法第一條から第三條まで（定義、営業の免許、資本の額）、第四條（商号）、第五條（他業の禁止）、第十七條（貯蓄銀行との合併）、第三十二條から第三十六條まで（外国銀行の支店等の設置、罰則）及び附則の規定を除く外、外国為替銀行について準用する。この場合において、同法第二十六條第一項中「他ノ業務ヲ営ム会社トシテ」とあるのは「他ノ業務ヲ営ム銀行（長期信用銀行ヲ含ム）以外ノ会社トシテ」と、「銀行ニ非ザル会社ガ」とあるのは「銀行（長期信用銀行ヲ含ム）及外国為替銀行以外ノ会社ガ」と読み替へるものとする。

第十二條 外国為替銀行は、銀行法にいう銀行ではない。但し、銀行法及び外国為替及び外国貿易管理法（昭和二十四年法律第二百二十

八号並びにこれらに基く命令以外の法令において「銀行」とあるのは、別段の定めがない限り、外国為替銀行を含むものとする。

（実施規定）

第十三條 この法律による免許又は認可に関する申請、届出及び業務報告書その他の書類の提出の手續その他この法律を実施するため必要な手續は、大蔵省令で定める。

第十四條 左の各号の一に該当する場合においては、その違反行為をした外国為替銀行の取締役、監査役、支配人又は清算人を一年以下の懲役又は十萬圓以下の罰金に処する。

一 第十一條において準用する銀行法第十條（業務報告書）の規定による業務報告書又は第十二條（監査書）の規定による監査書の不実の記載その他の方法により、官庁又は公衆を欺こうとしたとき。

二 第十一條において準用する銀行法第二十一條（検査）の規定による検査に際し、帳簿書類の隠ぺい、不実の申立その他の方法により検査を妨げたとき。

第十五條 外国為替銀行の取締役、監査役、支配人又は清算人が、その外国為替銀行の業務に關して前條の違反行為をしたときは、その行為者を罰する外、その外国為替銀行に対しても同條の罰金刑を科する。

第十六條 左の各号の一に該当する場合においては、その違反行為をした取締役、監査役、支配人、代理店主（代理店主が法人であるときは、

その業務を執行する社員、取締役その他法人の代表者）又は清算人を一萬圓以下の過料に処する。

一 第七條第二項若しくは第八條の規定又は第十一條において準用する銀行法第三條ノ二（無額面株式の発行禁止）、第六條（業態変更）、第七條（代理店の出張所等設置の禁止）、第八條（準備金）若しくは第十三條（役員兼職制限）の規定に違反したとき。

二 第十條第二項において準用する貯蓄銀行法第九條（供託）の規定に違反したとき。

三 この法律により外国為替銀行に備へておくべき書類を備へて置かず、若しくは大蔵大臣に提出すべき書類の提出を怠り、又はこれらに記載すべき事項を記載せず、若しくは不実の記載をしたとき。

四 第七條第三項の規定又は第十條において準用する銀行法第二十二條（業務の停止等）、第二十三條（免許の取消等）、第二十六條第一項（他業会社への転移）若しくは第二十九條（清算の監督）の規定による大蔵大臣又は裁判所の命令に違反したとき。

附則
この法律は、公布の日から施行する。

1 銀行がこの法律の施行の日から一年以内に外国為替銀行となつた場合においては、当該外国為替銀行は、第四條第一項の規定による免許を受ける際に設置していた本店、支店その他の営業所のうち、

2 銀行がこの法律の施行の日から一年以内に外国為替銀行となつた場合においては、当該外国為替銀行は、第四條第一項の規定による免許を受ける際に設置していた本店、支店その他の営業所のうち、

第九條の規定に該当しない地に置いていたものを、同條の規定にかかわらず、この法律の施行の日から三年以内の期間に限り、大蔵大臣の認可を受けて引き續き存置することができる。

3 前項の規定により大蔵大臣の認可を受けて存置した外国為替銀行の営業所については、当該外国為替銀行を外国為替及び外国貿易管理法第十條（外国為替業務の認可等）第一項の認可を受けた銀行とみなして、同條第三項及び第四項の規定を適用する。

4 大蔵省設置法（昭和二十四年法律第四十四号）の一部を次のように改正する。

第十三條第八号中「外国為替銀行」を「外国為替公認銀行」に改める。

5 外国為替及び外国貿易管理法の一部を次のように改正する。

目次中「外国為替銀行」を「外国為替公認銀行」に改める。

本則（第十條及び第十一條を除く）中「外国為替銀行」を「外国為替公認銀行」に改める。

第十條の見出しを「（外国為替業務の認可等）」に改め、同條第三項中「外国為替銀行（第一項の認可を受けた銀行をいう。以下同じ。）」及び同條第四項中「外国為替銀行」をそれぞれ「第一項の認可を受けた銀行」に改める。

替銀行（以下「外国為替公認銀行」と総称する。）に改める。

6 輸出保険法（昭和二十五年法律第六十七号）の一部を次のように改正する。

第五條の七第一項中「外国為替銀行（外国為替及び外国貿易管理法第十條第一項の認可を受けた銀行をいう。）」を「外国為替公認銀行（外国為替及び外国貿易管理法第十一條に規定する外国為替公認銀行をいう。）」に改める。

第五條の七第二項及び第五條の九から第五條の十一まで中「外国為替銀行」を「外国為替公認銀行」に改める。

7 外資に關する法律（昭和二十五年法律第六十三号）の一部を次のように改正する。

第九條の二第一項中「外国為替銀行（外国為替及び外国貿易管理法第十條第三項に規定する外国為替銀行をいう。）」を「外国為替公認銀行（外国為替及び外国貿易管理法第十一條に規定する外国為替公認銀行をいう。）」に改める。

8 日本輸出入銀行法（昭和二十五年法律第二百六十八号）の一部を次のように改正する。

第十八條第一項第一号中「及び長期信用銀行法（昭和二十七年法律第八十七号）」に規定する長期信用銀行を「長期信用銀行法（昭和二十七年法律第八十七号）」に規定する長期信用銀行及び外国為替銀行法（昭和二十九年法律第

9 外國為替資金特別會計法（昭和二十六年法律第五十六号）の一部を次のように改正する。

第五條第二項中「外國為替銀行（外國為替及び外國貿易管理法第十條第三項に規定する外國為替銀行をいう。）」を「外國為替公認銀行（外國為替及び外國貿易管理法第十一條に規定する外國為替公認銀行をいう。以下同じ。）」に、「外國為替銀行等」を「外國為替公認銀行等」に改め、同條第三項及び第四項中「外國為替銀行等」を「外國為替公認銀行等」に改める。

第六條第二項中「外國為替銀行」を「外國為替公認銀行」に改める。

10 長期信用銀行法（昭和二十七年法律第八十七号）の一部を次のように改正する。

三月二日予備審査のため、本委員会に左の事件を付託された。

一、關稅定率法の一部を改正する法律案

一、國稅收納金整理資金に關する法律案

關稅定率法の一部を改正する法律案

關稅定率法の一部を改正する法律案

關稅定率法（明治四十三年法律第五十四号）の一部を次のように改正する。

本則を次のように改める。

（趣旨）
第一條 この法律は、關稅の稅率、關稅を課する場合における課稅價格及び關稅の減免その他關稅制度について定めるものとする。

（定義）
第二條 この法律又はこの法律に基く命令において「輸入」、「船用品」又は「機用品」とは、關稅法（昭和二十九年法律第 号）第二條第一號、第九號又は第十號（定義）に掲げる定義に従ふものとし、「輸出」とは、同條第二號に規定する行為その他貨物を特定の國（公海で採捕された水産物については、これを採捕したその國の船舶を含む。）から他の國に向けて送り出すことをいう。

（稅率）
第三條 輸入貨物に課する關稅の稅率は、別表による。

（課稅價格）
第四條 輸入貨物の課稅價格は、当該貨物の輸出の際にその輸出國において当該貨物又は同種の貨物が通常の卸取引の量及び方法によつて販売される價格（その輸出の際に軽減、免除又は払いもどしを受けるべき内國消費稅の額を除く。）に当該貨物の輸出港における積込までに要する通常の費用（課稅金を課せられる場合においては、その課稅金の額を含む。）並びに輸入港に到着するまでに要する通常の運賃及び保險料（航空機で運送された貨物で政令で定めるものについては、航空機以外の通常の運送方法による運賃及び保險料）を加えた價格とする。

第五條 前項の課稅價格は、輸入申告に際し提出された仕入書その他の書類により決定することができる場合においては、これらの書類により決定する。

第六條 輸入申告に際し仕入書その他の書類が提出されない場合又はこれらの書類に記載された事實が眞実と認められない場合その他これらの書類により難い事由があると認められる場合において、最近に輸入港に到着した同種又は類似の貨物について前項の規定により決定された課稅價格があるときは、これに基き、又は当該貨物の性質、輸入の時期その他の事情の差異による價格の相違があるものについてはその相違を勘案し合理的に必要と認められる調整をこれに加えて、課稅價格を決定する。

第七條 輸入港に到着の時から輸入の許可（關稅法第七十三條第一項（輸入の許可前における貨物の引取）の規定により引き取ることを承認された場合においては、当該承認とする。以下第十條において同じ。）の時までの期間が長期にわたつた貨物で、その價格が当該期間中に著しく変動し、第二項の規定により課稅價格を決定することが著しく不適当であると認められるときの課稅價格も、また前項と同様とする。

第八條 前各項の規定により課稅價格を決定することができないときは、同種又は類似の貨物の本邦における卸賣價格から關稅その他の課稅金及び輸入港から卸賣市場に至るまでの通常の費用を控除した額に

當該貨物の性質等の差異による價格の相違を勘案し合理的に必要と認められる調整を加えた額を課稅價格とする。

第九條 第一項から第四項までの規定により課稅價格を決定する場合において、外國通貨により表示された價格の本邦通貨への換算は、關稅法第五條（適用法令）に規定するところに従ひ定められる法令の適用の日において大蔵大臣により定められている外國為替相場によるものとする。

（便益關稅）
第十條 關稅についての条約の特別の規定による便益を受けない國（その一部である地域を含む。）以下この条から第八條までにおいて同じ。）の生産物で輸入されるものには、政令で定めるところにより、國及び貨物を指定し、当該規定による便益の限度をこえない範圍で、關稅についての便益を与えることができる。

（復關稅）
第十一條 本邦の生産物について關稅に關する最惠國待遇の便益を与えない國の生産物で輸入されるものには、政令で定めるところにより、貨物を指定し、別表の稅率による關稅の外、當該貨物の價格と同額以下の關稅を課することができる。

（報復關稅）
第十二條 本邦の船舶若しくは航空機又は本邦から輸出され、若しくは本邦を通過する貨物について、他國の船舶若しくは航空機又は他國から輸出され、若しくは他國を通

過する貨物よりも不利な取扱をする國から輸出され、又はその國を通過する貨物で輸入されるものには、政令で定めるところにより、國及び貨物を指定し、別表の稅率による關稅の外、その貨物の價格と同額以下の關稅を課することができる。

（相殺關稅）
第十三條 外國において生産又は輸出について直接又は間接に奨励金又は補助金を受ける貨物の輸入が本邦の産業に損害を与え、若しくは与える虞があり、又は本邦の産業の確立を妨げると認められるときは、政令で定めるところにより、國及び貨物を指定し、別表の稅率による關稅の外、當該奨励金又は補助金と同額以下の關稅を課することができる。

（不當廉賣關稅）
第十四條 不當廉賣された貨物の輸入又は輸入された貨物の不當廉賣が本邦の産業に損害を与え、若しくは与える虞があり、又は本邦の産業の確立を妨げる旨の申出があつた場合において、政府が不當廉賣の事實を確證し、且つ、當該産業を保護するため必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、貨物及び期間を指定し、當該貨物の正當價格による關稅を課する外、その正當價格と當該貨物の不當廉賣價格との差額に相當する額の關稅を課することができる。

と政令で定める密接な関係にある者の所有又は所持に係るものについては、同項の規定に準じ、当該輸入者、不当廉売者、代理人又は政令で定める密接な関係にある者から、同項の規定により課する関税の額の合計額から当該貨物について既に納付された関税の額を控除した額に相当する関税を徴収することができる。

(変質又は損傷に因る減税)

第十條 輸入貨物が輸入の許可前に変質し、又は損傷した場合においては、政令で定めるところにより、当該貨物の変質若しくは損傷に因る価値の減少に基く価格の低下率を基準として、その関税を軽減し、又はその関税の額とその変質若しくは損傷後における性質及び数量により課税した場合における関税の額との差額以内において、その関税を軽減することができ

(加工又は修繕のため輸出された貨物の減税)

第十一條 加工又は修繕のため本邦から輸出され、その輸出の許可の日から一年以内に輸入される貨物で、本邦においてその加工又は修繕をすることが困難であると認められるものについては、政令で定めるところにより、その輸出の許可の際の性質及び形状により当該貨物が輸入される場合における課税価格を当該貨物の課税価格として算出した関税の額以内において、その関税を軽減することができ

(主要食糧の減税又は免税)

第十二條 輸入される米、もみ、大麦又は小麦については左の各号の一に該当するときは、政令で定めるところにより、これらの貨物及び期間を指定し、その関税を軽減し、又は免除することができ

一 輸入されるこれらの貨物の第四條第一項の課税価格にその関税及び輸入港から卸売市場に至るまでの通常の費用を加算したものが一般に本邦において生産された同等品の本邦における卸売価格よりも高価であるとき
二 凶作の場合又は天災、事変その他の緊急の場合において必要があるとき

(製造用原料品の減税又は免税)

第十三條 左の各号の一に掲げる原料品で輸入され、その輸入の許可の日から一年以内に、税関長の承認を受けた製造工場当該各号に掲げる製造が終了するものについては、政令で定めるところにより、その関税を軽減し、又は免除する

- 一 配合飼料のうち政令で定めるもの又はコンスターチの製造に使用するためのこうりやん及びとうもろこし
 - 二 油の製造に使用するための落花生
 - 三 機械用又は工業用に供するために形作つた貴石製品の製造に使用するための貴石
 - 四 アセトン及びブタノールの製造に使用するための変生糖みつ
- 税関長は、この法律又は関税法の実施を確保する上に支障がない

と認めるときは、前項の承認をしなければならない

3 第一項の規定により関税を軽減し、又は免除する場合においては、税関長は、その軽減又は免除に係る関税の額に相当する担保を提供させることができる

4 第一項各号に掲げる製造を行うに際しては、税関長が第一項の規定により関税の軽減又は免除を受けた原料品(以下この条において「製造用原料品」という)による製造の確認に支障がないと認めて承認した場合を除く外、製造用原料品にこれと同種の他の原料品を混じて使用してはならない

5 製造用原料品による製造が終了したときは、当該製造をした者は、政令で定めるところにより、使用した製造用原料品及びその製品の数量を税関に届け出て、その製品について検査を受けなければならない。この場合においては、当該製造をした者は、政令で定めるところにより、その検査に要する費用の額に相当する手数料を納付しなければならない

6 左の各号の一に該当する場合においては、第一項の規定により軽減又は免除を受けた関税を、直ちに徴収する。但し、製造用原料品又はその製品が災害その他やむを得ない事由に因り亡失した場合又は税関長の承認を受けて滅却された場合は、この限りでない

一 第一項各号に掲げる製造用原料品を当該各号に掲げる用途以外の用途に供したとき、又はその輸入の許可の日から一年以内に

前項に規定する届出をせず、若しくはその製造を終えなかつたとき

二 第一項の規定により税関長の承認を受けた製造工場以外の場所製造用原料品を製造に供し、又は第四項の規定に違反してこれを使用したとき

(無条件免税)

第十四條 左の各号に掲げる貨物で輸入されるものについては、その関税を免除する

一 天皇及び内廷にある皇族の用に供される物品

二 本邦に來遊する外國の元首若しくはその家族(配偶者、直系尊属、直系卑属及びこれらに準ずる地位にあると認められる親族をいう。以下同じ)又はこれらの者の隨員に属する物品

三 外國若しくはその行政区画である公共団体、國際機關又は大蔵大臣が指定する団体若しくは基金その他これらに準ずるものから本邦に居住する者に贈与される勳章、賞はい、その他これらに準ずる表彰品及び記章

四 記録文書その他の書類

五 國の専売品で政府、日本専売公社又はこれらの委託を受けた者が輸入するもの

六 商品の見本。但し、見本用のみ適すると認められるものに限り

七 本邦に住所を移転するため以外の目的で本邦に入国する者がその入国の際に携帯して輸入し、又は政令で定めるところにより別送して輸入する物品(自動車、船舶、航空機その他政令で指定する物品を除く)のうちその個人的な使用に供するもの及び職業上必要な器具で、その入国の事由、滞在の期間、職業その他の事情を勘案して税関が適当と認めるもの

八 本邦に住所を移転するため本邦に入国する者がその入国の際に輸入し、又は政令で定めるところにより別送して輸入する物品(自動車、船舶、航空機その他政令で指定する物品を除く)のうち当該入国者又はその家族の個人的な使用に供するもの及び職業上必要な器具。但し、これらの者が既に使用したものでその住所を移転する事由、外國及び本邦における居住期間、職業、家族の教その他の事情を勘案して税関が通常、且つ、相応と認めるものに限り

九 本邦の在外公館から送還された公用品

十 本邦から輸出された貨物でその輸出の許可の日から二年以内に輸入され、その許可の際の性質及び形状が變つていないもの。但し、第十七條第一項の規定により関税の免除を受けた貨物、第十九條第一項の規定により関税の軽減若しくは免除又は払いもどしを受けた貨物を原料として製造した貨物及び第二十条の規定により関税の払いもどしを受けた貨物を除く

十一 本邦から輸出された貨物の容器のうち政令で定めるところで当該輸出の際に使用されたも

の。但し、第十七条第一項第三号の規定により関税の免除を受けた貨物を除く。

十二 本邦から出漁した本邦の船舶によつて、外国で採捕された水産物及び当該船舶内で製造されたその製品。但し、当該船舶又はこれに附属する船舶によつて到着したものに限る。

十三 運搬した本邦の船舶又は航空機の解体材及び、装品

十四 本邦から出港した船舶又は航空機によつて輸出された貨物で当該船舶又は航空機の事故により本邦に積みもどされたもの。但し、第十七条第一項の規定により関税の免除を受けた貨物、第十九条第一項の規定により関税の軽減若しくは免除又は払いもどしを受けた貨物を原料として製造した貨物及び第二十条の規定により関税の払いもどしを受けた貨物を除く。

十五 増殖用の動物(増殖された動物又は当該動物からする生産品が主として輸出されるものに限る。)で大蔵大臣が指定したものと認められるもの

(特定用途免税)

第十五条 左の各号に掲げる貨物で輸入され、その輸入の許可の日から二年以内に当該各号に掲げる用途以外の用途に供されないものについては、政令で定めるところにより、その関税を免除する。

一 国、公共企業体(公共企業体等労働関係法(昭和二十三年法律第二百五十七号)第二条第一項第一号(定義)に掲げる公共企業体をいう。)若しくは地方公共

団体が経営する学校、博物館、物品陳列所、研究所、試験所その他これらに類する施設又は政令で指定する私立のこれらの施設に陳列する標本若しくは参考品又はこれらの施設において使用する学術研究用品(新規の発明に係るもの又は本邦において製作することが困難と認められるものに限る。)

二 学術研究又は教育のため前号に掲げる施設に寄贈された物品

三 慈善又は救済、ゆづつのために寄贈された給与品及び救護施設又は養老施設その他の社会福祉事業を行う施設に寄贈された物品で給与品以外のものうちこれらの施設において直接社会福祉の用に供するものと認められるもの

四 儀式又は礼拝の用に直接供するため宗教団体に寄贈された物品で大蔵大臣が指定したもの

五 赤十字国際機関又は外国赤十字社から日本赤十字社に寄贈された機械及び器具で、日本赤十字社が直接医療用に使用するものと認められるもの

六 本邦と外国との間を往来する船舶に引き渡される船用品で、船舶の種類、トン数、航海日数、旅客及び乗組員の数その他の事情を勘案して税関が適当と認めるもの

七 本邦と外国との間を往来する航空機に引き渡される機用品で、航空機の種類、自重、航行日数、旅客及び乗組員の数その他の事情を勘案して税関が適当

と認めるもの並びに当該航空機に引き渡される修繕用品

八 航空機の発着又は航行を安全にするため使用する機械及び器具並びにこれらの部分品で政令で指定するもの

九 本邦に住所を移転するため本邦に入国する者がその入国の際に輸入し、又は政令で定めるところにより別送して輸入する自動車、船舶、航空機その他政令で指定する物品で当該入国者又はその家族の個人的な使用に供するもの。但し、その入国前六ヶ月以上これらの者が使用したものに限り。

2 前項各号の規定により関税の免除を受けた貨物がその輸入の許可の日から二年以内に当該各号に掲げる用途以外の用途に供された場合においては、同項の規定により免除を受けた関税を、直ちに徴収する。但し、変質、損傷その他やむを得ない事由に因り当該各号に掲げる用途以外の用途に供する場合においては、第十条の規定に準じてその関税を軽減することができ。

(外交官用貨物等の免税)

第十六条 左の各号に掲げる貨物で輸入されるものについては、その関税を免除する。

一 本邦にある外国の大使館、公使館その他これらに準ずる機関に属する公用品。但し、外国にある本邦のこれらの機関に属する公用品についての関税の免除に制限を附する国については、相互条件による。

二 本邦に派遣された外国の大使、公使その他これらに準ずる使節及びこれらに準ずるの家族に属する自用品でこれらの使節が輸入するもの。但し、本邦から外国に派遣した大使、公使、その他これらに準ずる使節及びこれらの者の家族に属する自用品についての関税の免除に制限を附する国については、相互条件による。

三 本邦にある外国の領事館その他これに準ずる機関に属する物品で専ら公用に供されるもの。但し、外国にある本邦のこれらの機関に属する公用品についての関税の免除に制限を附する国については、相互条件による。

四 本邦にある外国の大使館、公使館、領事館その他これらに準ずる機関の職員(名誉総領事及び名誉領事を除く。)のうち政令で指定するもの及びその家族(本邦の国籍を有する者を除く。)に属する自用品で、当該職員が輸入するもの。但し、外国にある本邦のこれに相当する職員及びその家族に属する自用品についての関税の免除に制限を附する国については、相互条件による。

2 前項の規定により関税の免除を受けた貨物のうち政令で指定するものがその輸入の許可の日から二年以内に同項に規定する用途以外の用途に供された場合(政令で定めるやむを得ない事由に因り同項に規定する用途以外の用途に供された場合を除く。)においては、その供させた者から、同項の規定に

より免除を受けた関税を徴収する。但し、使用に因る減損その他の事由に因り価値の減少があつた場合においては、第十条の規定に準じてその関税を軽減することができる。

(再輸出免税)

第十七条 左の各号に掲げる貨物で輸入され、その輸入の許可の日から一年以内に輸出されるものについては、政令で定めるところにより、その関税を免除する。

一 加工される貨物又は加工材料となる貨物で政令で定めるもの

二 輸入貨物の容器で政令で定めるもの

三 輸出貨物の容器として使用される貨物で政令で定めるもの

四 修繕される貨物

五 学術研究用品

六 試験品

七 注文の取集め若しくは製作のための見本又はこれに代る用途のみを有する写真、フィルム、模型その他これらに類するもの

八 本邦に入国する巡回興行者の興行用物品

九 博覧会、展覧会、共進会、品評会その他これらに類するものに出品するための物品

十 本邦に住所を移転するため以外に本邦に入国する者がその個人的な使用に供するためその入国の際に携帯して輸入し、又は政令で定めるところにより別送して輸入する自動車、船舶、航空機その他政令で指定する物品

2 第十三条第三項の規定は、前項の規定により関税を免除する場合について準用する。

3 第一項の規定により関税の免除を受けた貨物がその輸入の許可の日から一年以内に輸出されないこととなつた場合は、当該各号に掲げる用途以外の用途に供される場合においては、同項の規定により免除を受けた関税を、直ちに徴収する。この場合においては、第十三条第六項但書の規定を準用する。

(船舶の建造又は修繕用貨物の免税)

第十八条 船舶の建造若しくは修繕に使用される鉄鋼材又は、若しくは機関若しくはこれらの部分品のうち政令で定めるところで輸入され、税関長の承認を受けた期間内に、その承認を受けた工場で当該建造又は修繕が完了し、その完了した日から二年以内に当該船舶の用以外の用に供されないものについては、政令で定めるところにより、その関税を免除する。

2 第十三条第二項、第三項及び第五項の規定は、前項の規定により関税を免除する場合について準用する。

3 左の各号の一に該当する場合においては、第一項の規定により免除を受けた関税を、直ちに徴収する。但し、同項の規定により関税の免除を受けた貨物が同項の規定により船舶の建造若しくは修繕に使用され、当該建造若しくは修繕を完了した日から二年を経た場合、災害その他やむを得ない事由に因り亡失した場合又は政令で定めるところにより他の船舶の用に供された場合は、この限りでない。

一 第一項の規定により関税の免除を受けた貨物を同項に規定する用途以外の用途に供したとき。

二 第一項の規定により税関長の承認を受けた期間内に、第二項において準用する第十三条第五項の規定による届出をせず、又は第一項の規定により関税の免除を受けた貨物を同項に規定する用途に供せず、若しくは当該貨物による建造若しくは修繕を完了しなかつたとき。

三 第一項の規定により関税の免除を受けた貨物を同項の規定により税関長の承認を受けた工場以外の場所で使用したとき。

(輸出貨物の製造用原料品の減税、免税又はもどし税)

第十九条 輸出貨物の製造に使用される原料品のうち政令で定めるところで輸入され、その輸入の許可の日から二年(第三項の規定により製造されたものについては、一年以内において税関長の指定する期間)以内に、税関長の承認を受けた製造工場で当該製造がされてその製品が輸出されるものについては、政令で定めるところにより、その関税を軽減し、若しくは免除し、又はその関税の全部若しくは一部の払いもどしをする。

2 第十三条第二項から第五項までの規定は、前項の規定により関税

を軽減し、又は免除する場合について準用する。

3 前項において準用する第十三条第四項の規定により税関長の承認を受けて、第一項の規定により関税の軽減又は免除を受けた原料品(以下この条で「輸出製造用原料品」という。)にこれと同種の原料品を混じて使用し、当該輸出製造用原料品のみを原料として製造した場合の製品と等質の製品を製造し、その輸入の許可の日から一年以内において税関長が指定する期間内にこれを輸出した場合においては、政令で定めるところにより、当該輸出製造用原料品の数量を限度として、当該輸出貨物の製造に必要な数量の輸出製造用原料品がその製造に使用されたものとみなす。

4 左の各号の一に該当する場合においては、第一項の規定により軽減又は免除を受けた関税を、直ちに徴収する。この場合においては、第十三条第六項但書の規定を準用する。

一 輸出製造用原料品を第一項に規定する用途以外の用途に供したとき、又はその製品を輸出以外の目的に供したとき。

二 輸出製造用原料品の輸入の許可の日から二年(第三項の規定により製造されたものについては、第一項の規定により税関長が指定した期間)以内に、第二項において準用する第十三条第五項の規定による届出をせず、

又はその製品を輸出しなかつたとき。

三 第一項の規定により税関長の承認を受けた製造工場以外の場所から輸出製造用原料品を製造に供し、又は第二項において準用する第十三条第四項の規定に違反してこれを使用したとき。

(違約品の返送の場合のもどし税)

第二十条 輸入された貨物の品質又は数量等が契約の内容と相違するためこれを返送することがやむを得ないと認められる場合において、その輸入のときの性質及び形状に変更を加えないで当該貨物を返送のため本邦から輸出するとき、その輸入の許可の日から三月以内にこれを保税地域に入れた場合に限り、政令で定めるところにより、その関税を払いもどすことができる。

(輸入禁制品)

第二十一条 左の各号に掲げる貨物は、輸入してはならない。

一 あへんその他の麻薬及びあへん吸煙具。但し、政府が輸入するもの及び政府の許可を受けた者が輸入するものを除く。

二 貨幣、紙幣若しくは銀行券又は有価証券の偽造品、変造品及び模造品

三 公安又は風俗を害すべき書籍、図画、彫刻物その他の物品

四 特許権、実用新案権、意匠権、商標権又は著作権を侵害する物品

取して廃棄し、又は当該貨物を輸入しようとする者にその積みもどしを命ずることができる。

(関税率審議会)

第二十二條 大蔵大臣の諮問に依りて別表の改正その他の関税率に関する重要な事項を調査審議するため、大蔵省の附屬機關として、関税率審議会を置く。

2 関税率審議会は、関税率に関する事項について大蔵大臣に建議することができる。

3 関税率審議会は、大蔵大臣及び委員四十五人以内で組織する。

4 委員は、財政、産業、貿易等に関し学識経験がある者及び関係行政機關の職員のうちから大蔵大臣が任命し、その任期は、二年とする。但し、再任を妨げない。

5 大蔵大臣は、会長として会務を総理する。会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

6 委員は、非常勤とする。

7 前各項に規定するものを除く外、関税率審議会の組織及び運営について必要な事項は、政令で定める。

(外国とみなす地域)

第二十三條 この法律の適用については、政令で定める本邦の地域は、当分の間、外国とみなす。

附則 附則第二項から第六項までを削る。

1 この法律は、公布の日から起算して百日を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

但し、関稅定率法附則の改正規定及び附則第二項中同法附則第四項に係る部分並びに附則第三項及び第十七項の規定は、昭和二十九年四月一日から施行する。

2 この法律の施行前に、改正前の関稅定率法（以下「旧法」という。）第七條、第八條、第九條第一項若しくは第二項、第十條第一項又は附則第二項若しくは第四項の規定により關稅の輕減若しくは免除を受けた、又は關稅の輕減、免除若しくは払いもどしを受けることができた貨物については、なお従前の例による。

3 附則第一項の政令で定める日の前日までに旧法附則第二項の規定の適用については、同項中「昭和二十九年三月三十一日」とあるのは、「関稅定率法の一部を改正する法律（昭和二十九年法律第一号）附則第一項の政令で定める日の前日」とする。

4 この法律による改正後の関稅定率法（以下「法」という。）第二十三條の規定によつて外国とみなされる地域の生産物（政令で定めるものを除く。）で輸入されるものについては、政令で定めるところにより、当分の間、その關稅を免除する。

5 法の別表に掲げる物品のうち、左に掲げる要件を備え、政令で定める事業の用に供される機械類で昭和三十年三月三十一日までに輸

入され、その輸入の許可の日から五年以内に当該事業の用以外の用に供されないものについては、政令で定めるところにより、その關稅を免除する。

一 新式又は高性能の産業用機械類で、本邦において製作することゝ困難であること。

二 本邦の経済の自立達成に資する産業の用に供する機械類であること。

6 前項の規定により關稅の免除を受けた機械類をその輸入の許可の日から五年以内に同項に規定する事業の用以外の用に供した場合においては、同項の規定により免除を受けた關稅を、直ちに徴収する。但し、政令で定めるところによりその事業の用以外の用に供した場合は、この限りではない。

7 前項の規定により關稅を徴収する場合において、使用に因る減価その他の事由に因り価値の減少があつたときは、法第十條の規定に準じてその關稅を輕減することとができる。

8 小学校又は盲学校、ろう学校若しくは養護学校の小学部若しくは保育所の児童の給食の用に供する乾燥脱脂ミルクで、昭和三十年三月三十一日までに輸入されるものについては、政令で定めるところにより、その關稅を免除する。

9 前項の規定により關稅の免除を受けた乾燥脱脂ミルクを同項に規定する用途に供しない場合におい

ては、同項の規定により免除を受けた關稅を、直ちに徴収する。但し、變賣その他の事由に因り、同項に規定する給食の用以外の用に供した場合において、税關長の承認を受けたとき、又は災害その他やむを得ない事由に因り亡失した場合は、この限りでない。

10 法の別表に掲げる物品のうち、別表甲号に掲げるもので昭和三十年三月三十一日までに輸入されるものについては、法の別表の税率による關稅を免除する。

11 法の別表に掲げる物品のうち、別表乙号に掲げるもので昭和三十年三月三十一日までに輸入されるものに課する關稅の税率は、法の別表によらないで、別表乙号による。

12 附則第六項又は第九項の規定による關稅の徴収については、國稅徴収の例による。

13 關稅法（昭和二十九年法律第一号）第五條第一項第五号（税關職員の権限）の規定は、附則第五項又は第八項の規定により關稅を免除した場合について準用する。

14 關稅定率法の一部を改正する法律（昭和二十六年法律第百十号）の一部を次のように改正する。

附則第四項から第八項までを削る。

15 關稅定率法等の一部を改正する等の法律（昭和二十八年法律第百三十一号）の一部を次のように改正する。

附則第五項及び第六項を削る。

16 この法律の施行前に、この法律による改正前の關稅定率法の一部を改正する法律（以下「旧一部改正法」という。）附則第六項の規定により關稅の免除を受けた、又は受けることができた貨物については、当該貨物の輸入の許可の日において附則第五項の規定により關稅の免除を受けたものとみなして、附則第六項及び第七項の規定を適用し、その他の事項について

はなお従前の例による。

17 旧一部改正法附則第五項及び第六項並びにこの法律による改正前の關稅定率法等の一部を改正する等の法律附則第六項の規定の第一項の政令で定める日の前日までの適用については、これらの項中「昭和二十九年三月三十一日」とあるのは「關稅定率法の一部を改正する法律（昭和二十九年法律第一号）附則第一項の政令で定める日の前日」とし、旧一部改正法

機械（別号に掲げるものを除く。）のうち、せん孔カード式統計會計機械（せん孔機、せん孔検査機、分類機、製表機、照合機、翻訳機等当該統計會計機械を構成する機械を含む。）と

あるのは、
一六八六 機械（別号に掲げるものを除く。）のうち、せん孔カード式統計會計機械（せん孔機、せん孔検査機、分類機、製表機、照合機、翻訳機等当該統計會計機械を構成する機械を含む。）
一七〇九 木材
一 単に切り、ひき、又は割つたもの
甲 パイン、ファア、シダーその他の針葉樹
ロ その他
ロのうちのヘムロックその他のつが属のもの（厚さが二百ミリメートルをこえないものに限る。）

18 砂糖消費税法（明治三十四年法律第十三号）の一部を次のように改正する。
第十七条ノ三中「關稅定率法第七條第十七号」を「關稅定率法第十四條第十号」に改める。

19 いやし、纖維品の課税に関する法律（昭和二十九年法律第一号）の一部を次のように改正する。
第七條第六項中「關稅定率法第二條第二項を「關稅定率法第四條第二項」に改める。

別表甲号

関税定率 法別表の 番号	品名
二二一	豆類
五一九	炭化水素油(別号に掲げるものを除く。)
六九五	一 原油、重油及び粗油 二 燃料、化学薬、医薬及びこれらの調合品(別号に掲げるものを除く。のうちにピグメントレジンカラー用のエキステンダー(ピグメントレジンカラーペースとともに輸入するものに限る。))及び四エチル鉛染料及び顔料(別号に掲げるものを除く。のうちにピグメントレジンカラーペース
七三三	二 鉄鋼(別号に掲げる特殊鋼を除く。)
一四〇五	五 板のうち厚さ〇・六ミリメートルをこえない発生品(板の製造工程において生じたきずものをいう。)でめつきしてないもの
一六四七	航空機及びその部分品(原動力機を除く。)
一六五八	内燃機関
一六八六	二 その他のうち航空機用のもの 機械(別号に掲げるものを除く。のうちにせん孔カード式統計会計機械(せん孔機、せん孔検査機、分類機、製表機、照合機、翻訳機等当該統計会計機械を構成する機械を含む。))
一七〇九	木材 一 単に切り、ひき、又は割つたもの 甲 バイン、フアー、シダーその他の針葉樹 ロ その他 ロのうちのうちヘムロックその他の他のつが属のもの(厚さが二百ミリメートルをこえないものに限る。)

国税収納金整理資金に関する法律

案 国税収納金整理資金に関する法律

律

(目的)
第一条 この法律は、国税収納金整理資金を設け、国税収納金等はこの資金に受け入れ、過誤納金の還付金等は、この資金から支払い、その支払った金額を除いた国税収納金等の額を国税収入その他

別表乙号

関税定率 法別表の 番号	品名	税率
五一九	炭化水素油(別号に掲げるものを除く。)	一割
七〇五	二 その他(動植物性油脂、石けん、アルコール等を加えたものを含む。)	備考の税率
七一九	甲 振氏十五度における比重が〇・八四九八をこえないもの 乙 その他	一割五分
一〇一	六 建築染料 乙 その他 七 印刷用紙 二 その他(一平方メートルの重量が三十グラムをこえ、三百グラムをこえないものに限る。)	一割
一〇一	甲 一平方メートルの重量が五十八グラムをこえないもの(碑木パルプを含むもので巻取のものに限る。)	七分五厘

備考 この表において「重油」とは、炭化水素油で振氏十五度における比重が〇・八七六二をこえ、且つ、引火点が振氏百十五度をこえないもので、一般に燃料として使用されるもの及び原油を蒸りゆうしてできたかま残油をいう。

備考 この表の炭化水素油の項乙その他に該当するものについての税率は、振氏十五度における比重が〇・八七六二をこえず、且つ、引火点が振氏百十五度をこえないもので、一般に燃料として使用されるものについては、一割とし、その他のものについては、二割とする。

て収納された国税、滞納処分費及び第三条の資金からする支払金の返納金をいう。

2 この法律において「過誤納金の還付金等」とは、過誤納に係る国税の還付金その他これに類する国税に関する支払金で政令で定めるもの及び過誤納に係る滞納処分費の還付金をいう。

3 この法律において「還付加算金」とは、法令の規定により過誤納金

の還付金等に加算すべき金額をいう。

4 この法律において「償還金」とは、第十条に規定する国税資金支払命令官が振り出した小切手に係る償還金をいう。

(資金の設置)
第三条 この法律の目的を達成するため、国税収納金整理資金(以下「資金」という。)を設置する。

(資金の管理)
第四条 資金は、大蔵大臣が、法令で定めるところに従い、管理する。

(資金への受入)
第五条 国税収納金等は、その収納された時に、すべて資金に受け入れられるものとする。

(資金からの支払及び組入)
第六条 過誤納金の還付金等及び償還金は、この法律で定めるところ

により、資金から支払うものとする。

2 資金に属する現金は、前項の規定により支払に充てるべき金額を除き、この法律で定めるところにより、一般会計又は交付税及び譲与税配付金特別会計（以下「特別会計」という。）の歳入に組み入れるものとする。

（資金の経理）

第七条 資金に属する現金の受入、支払及び組入は、歳入歳出外とする。

（国税収納命令官）

第八条 大蔵大臣は、国税収納金等となるべき国税、滞納処分費又は資金からする支払金の返納金（以下「国税等」という。）の徴収に関する事務を所屬の職員に委任することができる。

2 大蔵大臣は、国税収納命令官（前項の規定により委任された職員をいう。以下同じ。）に事故がある場合（国税収納命令官が第四項の規定により指定された官職にある者である場合においては、その官職にある者が欠けた場合を含む。）において必要があるときは、所屬の職員にその事務を代理させることができる。

3 大蔵大臣は、必要があるときは、所屬の職員に国税収納命令官の事務の一部を分掌させることができる。

4 前三項の場合において、大蔵大臣は、大蔵省に置かれた官職を指定することにより、その官職にある者に当該事務を委任し、代理させる。

せ、又は分掌させることができる。

5 第二項の規定により国税収納命令官の事務を代理する職員は、代理国税収納命令官といひ、第三項の規定により国税収納命令官の事務の一部を分掌する職員は、分任国税収納命令官といひ、

（国税等の徴収及び収納）

第九条 国税等は、法令で定めるところにより、徴収し、又は収納するものとする。

2 会計法（昭和二十二年法律第三十五号）第五条から第八条までの規定は、国税等の徴収又は収納について準用する。この場合において、これらの規定中「歳入」とあるのは「国税等」と、同法第五条及び第六条中「歳入徴収官」とあるのは「国税収納命令官」と読み替へるものとする。

（国税資金支払命令官）

第十条 大蔵大臣は、資金からする支払のための小切手の振出又は国庫金振替書の交付（以下「支払命令」といふ。）に関する事務を所屬の職員に委任することができる。

2 大蔵大臣は、国税資金支払命令官（前項の規定により委任された職員をいう。以下同じ。）に事故がある場合（国税資金支払命令官が第三項において準用する第八条第四項の規定により指定された官職にある者である場合においては、その官職にある者が欠けた場合を含む。）において必要があるときは、所屬の職員にその事務を代理させることができる。

3 第八条第四項の規定は、前二項の場合について準用する。

4 第二項の規定による国税資金支払命令官の事務を代理する職員は、代理国税資金支払命令官といひ、

（資金の支払計画等）

第十一条 大蔵大臣は、政令で定めるところにより、国税資金支払命令官ごとに、資金の支払計画を定め、これを国税資金支払命令官に示達しなければならない。

2 大蔵大臣は、前項の事務の一部を国税庁長官に行わせることができる。

3 国税資金支払命令官は、第一項の規定により示達された資金の支払計画に定める金額をこえて支払命令をしてはならない。

4 会計法第十六条、第二十一条第一項、第二十六条及び第二十八条の規定は、国税資金支払命令官がする支払命令について準用する。この場合において、同法第二十六条中「歳出の支出」とあるのは「支払命令」と、同法第二十八条中「支出官」とあるのは「国税資金支払命令官」と読み替へるものとする。

第十二条 大蔵大臣又は特別会計を管理する内閣総理大臣は、政令で定めるところにより、還付加算金及び還付加算金に係る償還金を資金から支払わせるため、必要な金額を、一般会計又は特別会計からの歳出として資金に繰り入れることができる。

（郵政官署への委託）
第十三条 大蔵大臣は、過誤納金の

還付金等、還付加算金及び償還金の支払に関する事務の一部を郵政官署に取り扱わせることができる。

2 前項の規定による支払をする場合においては、大蔵大臣は、郵政官署を指定して、これにその支払を委託するとともに、その旨をその支払を受けるべき者に通知しなければならない。

3 大蔵大臣は、前項に規定する支払の委託（以下「支払委託」といふ。）に関する事務を所屬の職員に委任することができる。

4 大蔵大臣は、国税資金支払委託官（前項の規定により委任された職員をいう。以下同じ。）に事故がある場合（国税資金支払委託官が第五項において準用する第八条第四項の規定により指定された官職にある者である場合においては、その官職にある者が欠けた場合を含む。）において必要があるときは、所屬の職員にその事務を代理させることができる。

5 第八条第四項の規定は、前二項の場合について準用する。

6 第四項の規定により国税資金支払委託官の事務を代理する職員は、代理国税資金支払委託官といひ、

7 大蔵大臣は、政令で定めるところにより、国税資金支払委託官ごとに、支払委託をすることができ、金額を定め、これを国税資金支払委託官に示達しなければならない。

属の職員に行わせることができる。

9 国税資金支払委託官は、第七項の規定により示達された金額をこえて支払委託をしてはならない。

10 大蔵大臣は、第一項の規定による支払に必要な金額を郵政大臣の指定する出納官吏に交付することができる。

11 前各項に規定するものの外、第一項の規定による支払について必要な事項は、政令で定める。

（歳入への組入）

第十四条 大蔵大臣は、毎会計年度、政令で定めるところにより、当該年度の初日から翌年度の四月三十日までの期間内において資金に受け入れた国税収納金等（資金からする支払金の返納金で政令で定めるものを除く。）で当該年度に所屬するものの額から当該年度において支払の決定をした過誤納金の還付金等の額を控除した額を、当該年度の一般会計又は特別会計の歳入に組み入れるものとする。

2 前項に規定する国税収納金等の所屬する年度の区分については、政令で定める。

3 過誤納金の還付金等又は過誤納金の支払の決定をした年度の翌年度以後において、時効の完成その他の事由に因り、その支払を要しなくなったときは、その支払を要しなくなった額に相当する金額は、政令で定めるところにより、資金から一般会計又は特別会計の歳入に組み入れるものとする。

(帳簿及び報告書等)

第十五条 国税収納命令官、国税資金支払命令官及び国税資金支払委託官は、政令で定めるところにより、帳簿を備え、且つ、報告書及び計算書を作製し、これは大蔵大臣又は会計検査院に送付しなければならない。

2 出納官吏、出納員及び日本銀行は、政令で定めるところにより、資金に属する現金でその出納したものについて、租税徴収官又は資金支払命令官に報告しなければならない。

(国税収納金整理資金受払計算書)
第十六条 大蔵大臣は、毎会計年度、政令で定めるところにより、国税収納金整理資金受払計算書を作製しなければならない。

2 内閣は、前項の国税収納金整理資金受払計算書を、翌年度の十一月三十日までに会計検査院に送付し、その検査を受けなければならない。

3 内閣は、前項の規定により会計検査院の検査を経た国税収納金整理資金受払計算書を、一般会計の歳入歳出決算とともに、国会に提出しなければならない。

(職員の責任)

第十七条 国税資金支払命令官、代理国税資金支払命令官、国税資金支払委託官及び代理国税資金支払委託官並びにこれらの者からその補助者としてその事務の一部を処理することを命ぜられた職員の責任については、これらの職員を予算執行職員等の責任に関する法律(昭和二十五年法律第七十二号)

に規定する予算執行職員とみなし、これらの職員がする支払命令又は支払委託に関する行為を同法に規定する支出等の行為とみなして、同法を適用する。

(政令への委任)

第十八条 この法律に定めるものの外、この法律の施行について必要な事項は、政令で定める。

附 則

1 この法律は、昭和二十九年四月一日から施行する。

2 第二条第一項及び第二項並びに第八条第一項の規定の適用については、当分の間、国税に対する督促手数料及び延滞金は、滞納処分費とみなす。

3 国税収納金等、過誤納金の還付金等又は還付加算金で、この法律による改正前の会計法及びこれに基づく命令の規定により昭和二十八年年度所属の歳入金又は歳出金となるべきものについては、なお従前の例による。但し、昭和二十八年年度の出納の完結の時までに収納され、又は支払われないものについては、この限りでない。

4 国税徴収法(明治三十年法律第二十一号)の一部を次のように改正する。

第三十一条ノ六第一項中「支出シ」を「支払決定ヲ為シ」に改め、「(第三十一条ノ七ニ依リ支払ヲ為ス場合ニ在リテハ政府ニ於テ其ノ支払フ旨ノ通知書ヲ納税義務者ニ発シタル日)」を削る。

第三十一条ノ七を削る。

5 証券を以てする歳入納付に関する法律の一部を次のように改正する。

第一条及び第四条中「租税其ノ他ノ」を「租税及」に改める。

6 所得税法(昭和二十二年法律第二十七号)の一部を次のように改正する。

第三十一条第三項、第三十六条第七項及び第五十四条第一項第二号中「支出」を「支払決定」に改める。

7 法人税法(昭和二十二年法律第二十八号)の一部を次のように改正する。

第二十六条の四第六項、第二十六条の五第四項、第二十六条の八第四項及び第四十二条第一項第四号中「支出」を「支払決定」に改める。

8 会計法の一部を次のように改正する。

第三条及び第五条から第七条までの規定中「租税その他の」を削る。

9 印紙をもつてする歳入金納付に関する法律(昭和二十三年法律第一百四十二号)の一部を次のように改正する。

第二条中「租税その他の」を「租税及び」に改める。

10 大蔵省設置法(昭和二十四年法律第一百四十四号)の一部を次のように改正する。

第七条中第十七号を第十八号とし、第十二号から第十六号までを一号ずつ繰り下げ、第十一号の次に次の一号を加える。

十二 国税収納金整理資金を管理すること。

昭和二十九年三月十一日印刷

昭和二十九年三月十二日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局